

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (48) 2
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (49) 2
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (50) 2

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (31) 3

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示 (289) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (290) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (291) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (292) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (293) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (294) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (295) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (296) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (297) 3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示 (298) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (299) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (300) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (301) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (302) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (303) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (304) 4
- 地方自治法に基づく予算の公表 (305) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (306) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (307) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (308) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (309) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (310) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示 (311) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (312) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (313) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (314) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (315) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (316) 5
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (317) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (318) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (319) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (320) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (321) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (322) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (323) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (324) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (325) 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (326) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (327) 6
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (328) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (329) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (330) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (331) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更

- 及び関係図書縦覧の告示 (332) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (333) 7
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (334) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (335) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (336) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (337) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (338) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (339) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (340) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (341) 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (342) 8
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (343) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (344) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (345) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (346) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (347) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (348) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (349) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (350) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (351) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (352) 9
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (353) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (354) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (355) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (356) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (357) 10

公 告

- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (27) 10

- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (28) …10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (29) …10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (30) …10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (31) …10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (32) …11
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (33) …11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (34) …11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (35) …11
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスターの掲示開始日の告示 (5) …11
- 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスター掲示場設置の告示 (6) …11
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (7) …11
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和5年4月15日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (8) …11
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づく世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙期日の告示 (9) …11
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における各投票区の投票所を定める告示 (10) …11
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所を定める告示 (11) …11
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (12) …11
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令

- に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (13) …11
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における開票の場所及び日時の告示 (14) …11
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙長及び同職務代理者選任の告示 (15) …12
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動費用支出制限額の告示 (16) …12
- 令和5年4月16日告示の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における投票管理者及び同職務代理者の一部を変更する告示 (17) …12
- 令和5年4月16日告示の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示 (18) …12
- 令和5年4月16日告示の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示 (19) …12
- 令和5年4月16日告示の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における投票管理者及び同職務代理者の一部を変更する告示 (20) …12
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (21) …12
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙における当選人の氏名及び住所の告示 (22) …12
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区長選挙における当選人の氏名及び住所の告示 (23) …12
- 告 示 (選挙長)**
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示 (1) …12
- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における候補者届出の告示 (2) …13
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (5) …13
- 告 示 (監)**
- 地方自治法に基づく令和4年度財政援助団体等監査の結果の報告の公表 (3) …13
- 地方自治法に基づく令和4年度工事監査の結果の報告の公表 (4) …14

- 住民監査請求に係る監査の結果の公表 (5) …46
-
- 規 則**
-
- 次に掲げる規則を公布する。
令和5年4月3日
世田谷区長 保坂展人
- 世田谷区規則第48号**
世田谷区組織規則の一部を改正する規則
-
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則
- 世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。
第23条の表子ども家庭課の子ども医療・手当担当係長の項に次の1号を加える。
(4) 子育て世帯特別給付金の給付に関すること。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
-
- 次に掲げる規則を公布する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
- 世田谷区規則第49号**
世田谷区組織規則の一部を改正する規則
-
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則
- 世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。
第22条の表保健福祉政策課の部調整係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同部に次のように加える。
臨時特別給付担当係長
(1) 臨時特別給付金等に関すること。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
-
- 次に掲げる規則を公布する。
令和5年4月28日
世田谷区長 保坂展人
- 世田谷区規則第50号**
世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則
-
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次のように改正する。
本則中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改める。
別表第2号(3)を削る。
第9号様式の(2)及び第11号様式の(2)中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改める。

<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">訓 令 甲</p>	<p>◎世田谷区訓令甲第31号 庁 中 一 般 世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人 別表13の部子ども家庭課の款に次のように加える。</p>																																		
<p>7 子育て世帯特別給付金の支給に関する こと。</p>		<p>1 子育て世帯特別給付金の支給を決定すること。</p>																																		
<p style="text-align: center;">告 示</p>	<p>及び第59条の4第1項の規定により告示する。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p>																																		
<p>◎世田谷区告示第289号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略</p>	<p>令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 事業所の名称</td> <td>てらびあぼけつと祐天寺教室</td> </tr> <tr> <td>2 事業所の所在地</td> <td>東京都世田谷区下馬五丁目35番5号第2 T & Fビル1 F</td> </tr> <tr> <td>3 申請者の名称</td> <td>株式会社マサゴ</td> </tr> <tr> <td>4 指定年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> <tr> <td>5 障害児通所支援の種類</td> <td>児童発達支援</td> </tr> </table>	1 事業所の名称	てらびあぼけつと祐天寺教室	2 事業所の所在地	東京都世田谷区下馬五丁目35番5号第2 T & Fビル1 F	3 申請者の名称	株式会社マサゴ	4 指定年月日	令和5年4月1日	5 障害児通所支援の種類	児童発達支援	<p>令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第295号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略</p>																								
1 事業所の名称	てらびあぼけつと祐天寺教室																																			
2 事業所の所在地	東京都世田谷区下馬五丁目35番5号第2 T & Fビル1 F																																			
3 申請者の名称	株式会社マサゴ																																			
4 指定年月日	令和5年4月1日																																			
5 障害児通所支援の種類	児童発達支援																																			
<p>◎世田谷区告示第290号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 事業者の名称</td> <td>ライフサポートやすらぎ有限会社</td> </tr> <tr> <td>2 主たる事務所の所在地</td> <td>東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号</td> </tr> <tr> <td>3 事業所の名称</td> <td>ソレイユ相談支援センター</td> </tr> <tr> <td>4 事業所の所在地</td> <td>東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号</td> </tr> <tr> <td>5 事業所番号</td> <td>1331204907</td> </tr> <tr> <td>6 事業の種類</td> <td>特定相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>7 事業の主たる対象者</td> <td>身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者</td> </tr> <tr> <td>8 廃止の年月日</td> <td>令和5年3月31日</td> </tr> </table>	1 事業者の名称	ライフサポートやすらぎ有限会社	2 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号	3 事業所の名称	ソレイユ相談支援センター	4 事業所の所在地	東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号	5 事業所番号	1331204907	6 事業の種類	特定相談支援事業	7 事業の主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者	8 廃止の年月日	令和5年3月31日	<p>◎世田谷区告示第292号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 事業所の名称</td> <td>ファーストクラスルームちとふな</td> </tr> <tr> <td>2 事業所の所在地</td> <td>東京都世田谷区経堂四丁目18番7号カーサグラナダ1 F</td> </tr> <tr> <td>3 申請者の名称</td> <td>新教育デザインニング株式会社</td> </tr> <tr> <td>4 指定年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> <tr> <td>5 障害児通所支援の種類</td> <td>児童発達支援</td> </tr> </table>	1 事業所の名称	ファーストクラスルームちとふな	2 事業所の所在地	東京都世田谷区経堂四丁目18番7号カーサグラナダ1 F	3 申請者の名称	新教育デザインニング株式会社	4 指定年月日	令和5年4月1日	5 障害児通所支援の種類	児童発達支援	<p>◎世田谷区告示第296号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年4月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年4月10日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区北沢五丁目791番4の内から791番3の内まで</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 25.27メートル 幅員 0.63メートル 面積 16.07平方メートル</td> </tr> <tr> <td>4 供用開始の期日</td> <td>令和5年4月10日</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区北沢五丁目791番4の内から791番3の内まで	3 変更の区域	延長 25.27メートル 幅員 0.63メートル 面積 16.07平方メートル	4 供用開始の期日	令和5年4月10日
1 事業者の名称	ライフサポートやすらぎ有限会社																																			
2 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号																																			
3 事業所の名称	ソレイユ相談支援センター																																			
4 事業所の所在地	東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号																																			
5 事業所番号	1331204907																																			
6 事業の種類	特定相談支援事業																																			
7 事業の主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者																																			
8 廃止の年月日	令和5年3月31日																																			
1 事業所の名称	ファーストクラスルームちとふな																																			
2 事業所の所在地	東京都世田谷区経堂四丁目18番7号カーサグラナダ1 F																																			
3 申請者の名称	新教育デザインニング株式会社																																			
4 指定年月日	令和5年4月1日																																			
5 障害児通所支援の種類	児童発達支援																																			
1 認定番号	28-1																																			
2 変更の区間	世田谷区北沢五丁目791番4の内から791番3の内まで																																			
3 変更の区域	延長 25.27メートル 幅員 0.63メートル 面積 16.07平方メートル																																			
4 供用開始の期日	令和5年4月10日																																			
<p>◎世田谷区告示第291号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号</p>	<p>令和5年4月3日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第294号</p>	<p>◎世田谷区告示第297号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年4月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年4月10日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区喜多見四丁目3416番4の内</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 15.07メートル</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区喜多見四丁目3416番4の内	3 変更の区域	延長 15.07メートル																												
1 認定番号	28-1																																			
2 変更の区間	世田谷区喜多見四丁目3416番4の内																																			
3 変更の区域	延長 15.07メートル																																			

幅員 0.10メートルから
0.37メートルまで
面積 3.14平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月10日

◎世田谷区告示第298号
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和5年4月10日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第299号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
1 指定番号
(1) 11-D109-04
(2) 11-D109-05
2 変更の区間
(1) 世田谷区代田五丁目901番83の内から901番78の内まで
(2) 世田谷区代田五丁目901番78の内
3 変更の区域
(1) 延長 9.93メートル
幅員 0.19メートルから0.20メートルまで
面積 2.00平方メートル
(2) 延長 9.75メートル
幅員 0.20メートルから0.21メートルまで
面積 2.01平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月12日

◎世田谷区告示第300号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年4月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
1 指定番号
11-D109-06
2 変更の区間
世田谷区代田五丁目901番78の内
3 変更の区域
延長 0.07メートル
幅員 0.21メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第301号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目5番6の内
3 変更の区域
延長 10.16メートル
幅員 0.67メートルから0.73メートルまで
面積 7.16平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月12日

◎世田谷区告示第302号
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
R5-3
2 認定する起終点
世田谷区喜多見六丁目2773番5
3 道路の延長
119.27メートル
4 道路の幅員
4.98メートルから5.72メートルまで
5 道路の面積
641.78平方メートル
6 供用開始の期日
令和5年4月12日

◎世田谷区告示第303号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年4月12日
世田谷区長 保坂展人
1 事業所の名称
リハビリデイサービスきのさと
2 事業所の所在地
東京都世田谷区
桜上水四丁目18番11号
3 事業者の名称
有限会社樹の里
4 廃止届受理年月日
令和5年3月31日
5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第304号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月14日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目150番11の内から150番5の内まで
3 変更の区域
延長 15.21メートル
幅員 0.18メートルから0.20メートルまで
面積 2.98平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月14日

◎世田谷区告示第305号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した次の予算について、同法第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。
令和5年4月14日
世田谷区長 保坂展人
令和5年度世田谷区一般会計補正予算（第1次）
別添省略

◎世田谷区告示第306号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年4月19日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第307号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年4月19日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第308号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区祖師谷六丁目724番31から724番13まで
3 変更の区域

延長 9.88メートル
幅員 0.97メートルから
1.03メートルまで
面積 9.96平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第309号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G253
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区上北沢二丁目922番地先無番から925番地先無番まで
（新）世田谷区上北沢二丁目922番地先無番
- 3 廃止の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第310号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G470
- 2 変更の区間
世田谷区大蔵四丁目100番6から5000番21の内まで
- 3 変更の区域
延長 3.96メートル
幅員 6.00メートル
面積 41.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第311号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G470
- 2 供用開始の区間
世田谷区大蔵四丁目101番11
- 3 供用開始の区域

延長 41.60メートル
幅員 6.00メートル
面積 252.47平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第312号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-27
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田五丁目165番26
- 3 変更の区域
延長 14.69メートル
幅員 1.00メートル
面積 14.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第313号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区成城七丁目1303番4の内から1303番14の内まで
(2) 世田谷区成城七丁目1303番4の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 17.03メートル
幅員 0.12メートルから
0.14メートルまで
面積 3.68平方メートル
(2) 延長 13.61メートル
幅員 0.37メートルから
0.40メートルまで
面積 5.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第314号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区祖師谷四丁目255番19
3 変更の区域
延長 5.57メートル
幅員 0.18メートルから
0.24メートルまで
面積 1.18平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年4月21日

◎世田谷区告示第315号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年4月21日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第316号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月24日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目397番106の内から397番104の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.58メートル
幅員 0.87メートルから
1.18メートルまで
面積 15.48平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月24日

◎世田谷区告示第317号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和5年4月24日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2911号
- 2 指定変更年月日 令和5年4月21日
- 3 指定変更の位置 世田谷区玉川四丁目1718番8の一部
- 4 指定変更内容 幅員 1.27メートル
延長 11.57メートル
- 5 申出者氏名 中澤 和子

◎世田谷区告示第318号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢四丁目888番94
- 3 変更の区域
延長 17.85メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 3.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月24日

◎世田谷区告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目46番18の内から46番13の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.69メートル
幅員 0.13メートルから
0.20メートルまで
面積 2.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月24日

◎世田谷区告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
34-12
- 2 変更の区間
世田谷区野沢四丁目242番1の内
- 3 変更の区域
延長 7.29メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月25日

◎世田谷区告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

- 11-11
- 2 供用開始の区間
世田谷区喜多見八丁目2250番6から2259番13まで
- 3 供用開始の区域
延長 33.32メートル
幅員 1.00メートル
面積 34.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月25日

◎世田谷区告示第322号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D047-11
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢一丁目846番20の内から846番19まで
- 3 変更の区域
延長 10.29メートル
幅員 0.53メートルから
0.56メートルまで
面積 5.62平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月25日

◎世田谷区告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目967番10の内
- 3 変更の区域
延長 7.69メートル
幅員 0.67メートルから
0.72メートルまで
面積 7.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月26日

◎世田谷区告示第324号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月26日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 指定番号
31-D032-06
 - 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目967番10の内
 - 3 変更の区域
延長 6.96メートル
幅員 0.72メートルから
0.75メートルまで
面積 5.15平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年4月26日

◎世田谷区告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区野沢一丁目528番1
- 3 変更の区域
延長 11.11メートル
幅員 0.11メートルから
0.19メートルまで
面積 1.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月26日

◎世田谷区告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和5年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
花物語はちまんやま
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区八幡山三丁目18番12号
- 3 事業者の名称
株式会社日本アメニティライフ協会
- 4 指定年月日
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	35-40
2	変更の区間	世田谷区宮坂三丁目2364番24の内
3	変更の区域	延長 15.13メートル 幅員 0.17メートルから 0.20メートルまで 面積 2.81平方メートル
4	供用開始の期日	令和5年4月28日

◎世田谷区告示第328号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第1種高度地区
世田谷区桜上水五丁目、松原一丁目、野毛一丁目、喜多見五丁目、成城八丁目、成城九丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、給田五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目及び上北沢四丁目各各地内
19m第2種高度地区
世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原一丁目、松原二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、玉川二丁目、大蔵三丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田二丁目、給田三丁目及び八幡山三丁目各各地内
31m第2種高度地区
世田谷区喜多見九丁目及び船橋五丁目各各地内
第3種高度地区
世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原二丁目、上北沢三丁目及び上北沢四丁目各各地内
28m第3種高度地区
世田谷区瀬田二丁目地内
追加する部分
第1種高度地区
世田谷区喜多見九丁目、給田二丁目及び給田三丁目各各地内
15m第1種高度地区
世田谷区成城九丁目地内
16m第2種高度地区
世田谷区野毛一丁目地内
19m第2種高度地区
世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、桜上水五丁目、松原一丁目、松原二丁目、大蔵三丁目、成城八丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、船

- 橋五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田五丁目、南鳥山二丁目及び南鳥山三丁目各各地内
25m第2種高度地区
世田谷区喜多見五丁目地内
第3種高度地区
世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目、松原二丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目及び八幡山三丁目各各地内
28m第3種高度地区
世田谷区北沢一丁目及び北沢五丁目各各地内
45m第3種高度地区
世田谷区玉川二丁目、瀬田一丁目及び瀬田二丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第329号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
防火地域
世田谷区松原二丁目、松原三丁目、南鳥山二丁目及び南鳥山三丁目各各地内
準防火地域
世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び玉川二丁目各各地内
追加する部分
防火地域
世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び玉川二丁目各各地内
準防火地域
世田谷区松原二丁目、松原三丁目、野毛一丁目、成城八丁目、南鳥山二丁目及び南鳥山三丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第330号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都

市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画特別工業地区
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区船橋五丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第331号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画文教地区
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区奥沢一丁目及び奥沢二丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第332号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画明大前駅駅前広場周辺地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区松原一丁目及び松原二丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第333号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和5年4月28日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画明大前駅北側地区地区計画

- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区松原二丁目地内

- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画大蔵三丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大蔵二丁目、大蔵三丁目、大蔵四丁目、砧五丁目及び砧七丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画成城八丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区成城八丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域千歳台地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各地内

3 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域成城地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区上祖師谷四丁目及び成城九丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域北烏山・給田地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北烏山九丁目、給田四丁目及び給田五丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画芦花公園駅南口地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区南烏山二丁目、南烏山三丁目及び南烏山四丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画防災街区整備地区計画北沢五丁目・大原一丁目地区防災街区整備地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北沢五丁目及び大原一丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画沿道地区計画世田谷区環七大原・羽根木地区沿道地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大原一丁目、大原二丁目、羽根木一丁目、羽根木二丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第343号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
大原・羽根木地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大原一丁目、大原二丁目、羽根木一丁目、羽根木二丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第344号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
明大前駅周辺地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区松原一丁目、松原二丁目及び松原五丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第345号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
大蔵三丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵二丁目、大蔵三丁目、大蔵四丁目、砧五丁目及び砧七丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第346号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
成城八丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区成城八丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第347号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域千歳台地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第348号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域成城地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区上祖師谷四丁目及び成城九丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第349号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第350号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域北烏山・給田地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区北烏山九丁目、給田四丁目及び給田五丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第351号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
芦花公園駅南口地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目、南烏山三丁目及び南烏山四丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第352号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
芦花公園駅周辺地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山一丁目、南烏山二丁目及び南烏山三丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第353号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
上北沢駅周辺地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区上北沢一丁目、上北沢三丁目及び上北沢四丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 33-17
(2) 33-17
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区豪徳寺二丁目1090番2の内
(2) 世田谷区豪徳寺二丁目1090番2の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 1.18平方メートル
(2) 延長 18.40メートル
幅員 0.17メートル
面積 3.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月28日

◎世田谷区告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
35-40
- 2 変更の区間
世田谷区宮坂三丁目2364番36の内
- 3 変更の区域
延長 8.35メートル
幅員 0.06メートルから
0.08メートルまで
面積 0.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月28日

◎世田谷区告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺二丁目1172番2地先無番
- 3 変更の区域
延長 15.30メートル
幅員 0.05メートルから
0.09メートルまで
面積 1.18平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年4月28日

◎世田谷区告示第357号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G073-03
- 2 廃止する起終点
世田谷区豪徳寺二丁目1172番32地先無番
- 3 廃止の期日
令和5年4月28日

公 告

◎世田谷区公告第27号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのて公告する。

令和5年4月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第

63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第9号線
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第217号線
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第154号線及び区画街路世田谷区画街路第13号線
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第216号線、区画街路世田谷区画街路第14号線及び東京都市計画交通広場事業千歳烏山駅東口広場

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第32号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年4月18日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町一丁目 64番16 64番25 64番26 71番26 71番27	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目37番2号 株式会社エルプラス 代表取締役 伊藤昭彦

◎世田谷区公告第33号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年4月25日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区岡本一丁目 380番1 380番9 380番10 380番11	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤千尋

◎世田谷区公告第34号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和5年4月28日
世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類
東京都市計画用途地域
2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第35号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和5年4月28日
世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類

東京都市計画区域区分
2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第5号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項で準用する同条第5項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙においてポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日を次のとおり定める。
令和5年4月14日
世田谷区選挙管理委員会
掲示開始日 令和5年4月16日

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号
世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成10年10月世田谷区条例第53号）第2条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙一覽のとおり定める。
令和5年4月14日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和5年4月15日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和5年4月15日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和5年4月15日
世田谷区選挙管理委員会
50分の1の数 15,395
6分の1の数 128,285
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 194,951

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条の規定により、世田谷

区議会議員選挙及び世田谷区長選挙を次の期日に行う。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
選挙の期日 令和5年4月23日

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における各投票区の投票所を別紙一覽のとおり定める。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所を、別紙一覽のとおり定める。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覽のとおり選任した。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覽のとおり選任した。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙の開票の事務は選挙会の事務に併せて行い、選挙会の場所及び日時については、同法第78条の規定により次のとおり告示する。
令和5年4月16日
世田谷区選挙管理委員会
1 選挙会場所 世田谷区立総合運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目6番1号
2 選挙会日時 令和5年4月23日
午後9時

<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。</p> <p>令和5年4月16日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>1 選挙長 氏名 山内 彰 住所 東京都世田谷区</p> <p>2 同職務代理者 氏名 市川 康憲 住所 東京都世田谷区</p>	<p>会告示第13号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。</p> <p>令和5年4月19日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>以下省略</p>	<p>4月23日執行の世田谷区議会議員選挙における当選人の氏名及び住所を別紙一覧のとおり告示する。</p> <p>令和5年4月24日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>別紙省略</p>				
<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。</p> <p>令和5年4月16日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>支出制限額</p> <table border="0"> <tr> <td>世田谷区議会議員選挙</td> <td>6,600,000円</td> </tr> <tr> <td>世田谷区長選挙</td> <td>18,600,000円</td> </tr> </table>	世田谷区議会議員選挙	6,600,000円	世田谷区長選挙	18,600,000円	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号</p> <p>令和5年4月16日世田谷区選挙管理委員会告示第13号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。</p> <p>令和5年4月20日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>以下省略</p>	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区長選挙における当選人の氏名及び住所を別紙一覧のとおり告示する。</p> <p>令和5年4月24日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>別紙省略</p>
世田谷区議会議員選挙	6,600,000円					
世田谷区長選挙	18,600,000円					
<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号</p> <p>令和5年4月16日世田谷区選挙管理委員会告示第12号にて告示した投票管理者及び同職務代理者の一部を次のとおり変更した。</p> <p>令和5年4月19日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>以下省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号</p> <p>令和5年4月16日世田谷区選挙管理委員</p>	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号</p> <p>令和5年4月16日世田谷区選挙管理委員会告示第12号にて告示した投票管理者及び同職務代理者の一部を次のとおり変更した。</p> <p>令和5年4月22日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>以下省略</p>	<p style="text-align: center;">告 示（選挙長）</p> <p>◎世田谷区議会議員選挙世田谷区長選挙選挙長告示第1号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。</p> <p>令和5年4月16日 世田谷区議会議員選挙 世田谷区長選挙 選挙長 山内 彰</p> <p>1 場所 世田谷区選挙管理委員会室 世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階</p> <p>2 日時 令和5年4月20日 午後5時30分開始</p>				
	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。</p> <p>令和5年4月23日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により、令和5年</p>					

◎世田谷区議会議員選挙世田谷区長選挙選挙長告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙において、同年4月16日別紙のとおり候補者の届出があった。

令和5年4月16日

世田谷区議会議員選挙

世田谷区長選挙

選挙長 山内 彰

別紙省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第33回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年4月24日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和5年4月28日（金）
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和4年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

世田谷区議会議長 様
世田谷区 区 長 様

4世監第226号
令和5年3月29日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 根 秀 樹
同 上 義 盛
同 河 村 みどり

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

令和4年度
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

- 1 監査の対象等
 区が出資や出えんを行っている団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの(以下「補助団体」という。)
 及び公の施設の管理を行わせている指定管理者(以下「指定管理者」という。)
 のいずれかに該当するものうち、令和4年度は次の10団体及び担当所管部(課)を監査の対象とした。

注：補助の額は令和3年度決算額である。単位未満を四捨五入した。
 注：指定管理者の指定期間は、令和3年度及び令和4年度に係る指定期間を記載した。

① 公益財団法人せたがや文化財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 8億円	生活文化政策部
補助団体	補助金 11億9,246万円	(文化・国際課)
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷文化生活情報センター 指定期間：平成29年4月から令和4年3月まで 令和4年4月から令和9年3月まで	

② 公益財団法人世田谷区産業振興公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	経済産業部
補助団体	補助金 3億8,668万円	(商業課) 生活文化政策部 (文化・国際課)

③ 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	都市整備政策部
補助団体	補助金 3億3,103万円	(都市計画課、住宅管理課) みどり33推進担当部(みどり政策課)

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象等	1
2 監査の範囲	3
3 実施期間	3
4 実施方法	3
5 着眼点	4
第2 監査の結果	6
1 総括意見	6
2 団体別の監査結果	10
公益財団法人せたがや文化財団	11
公益財団法人世田谷区産業振興公社	16
一般財団法人世田谷トラストまちづくり	21
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	26
株式会社世田谷川場ふるさと公社	32
公益社団法人世田谷区シルバーク人材センター	37
社会福祉法人世田谷ボランティア協会	42
株式会社我喜大突	44
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	46
社会福祉法人武蔵野会	49

④ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象とした施設：保健医療福祉総合プラザ 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	保健福祉政策部 (保健医療福祉推進課)

⑩ 社会福祉法人武蔵野会

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象とした施設：九品仏生活実習所・中町分場 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

2 監査の範囲
令和3年度及び令和4年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間
監査は、令和4年10月から令和5年1月までの間に実施した。

4 実施方法
(1) 監査委員による監査
監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。
(2) 事務局による監査
監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査
次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人せたがや文化財団
- ② 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- ③ 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- ④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
- ⑦ 社会福祉法人世田谷ボランティア協会
- ⑧ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出資金 500万円	高齢福祉部
補助団体	補助金 4億159万円	(高齢福祉課)

⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出資金 3,000万円 (出資比率75%)	生活文化政策部 (区民健康村・ふるさと・交流推進課)
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷区民健康村 富士山ビレッジ・中野ビレッジ 指定期間：平成29年4月から令和4年3月まで 令和4年4月から令和9年3月まで	

⑥ 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 8,551万円	経済産業部 (工業・ものづくり・雇用促進課)
指定管理者	監査対象とした施設：自転車等駐車場 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	土木部 (交通安全自転車課)

⑦ 社会福祉法人世田谷ボランティア協会

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 1億6,441万円	保健福祉政策部 (生活福祉課) 障害福祉部 (障害者地域生活課)

⑧ 株式会社我喜大笑

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 9,155万円	保育部 (保育認定・調整課)

⑨ 社会福祉法人武蔵野会

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。
また、新型コロナウイルス感染症による影響についても検証した。

(1) 出資団体

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。
また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

① 団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

エ 事業運営及び財政状況は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

② 担当所管部

ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。

イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

① 団体

ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。

イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。

ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。

イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。

ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。

エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

① 指定管理者

ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。

エ 公の施設の設定目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。

オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。

カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。

キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。

ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。

エ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。

オ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。

カ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和4年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。ただし、固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。なお、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められた。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外郭団体の経営や、補助団体、指定管理者の事業運営に多大な影響を及ぼしてきた。事業の縮小や一時休止を余儀なくされながらも、感染防止策を講じ、創工夫を図りながら事業を展開されたことを評価する。今後も新型コロナウイルス感染症による影響は継続すると思われ、引き続き円滑な運営を行われるよう要望する。今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、効率的かつ効果的な公共サービス提供のため、専門性の高い事業や収益性が低い民間事業者が参入しにくい事業に、民間手法を取り入れ運営することを目的に設置された。

一方、NPO等公共サービスの担い手が充実し、官から民への流れが加速するなど、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした中、区は、令和4・5年度「世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」で、各外郭団体においては、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進め、自主性・自立性を高めるよう、コンプライアンス向上などガバナンスを一層強化している。また、各外郭団体は、持続可能な開発目標（SDGs）やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進など社会状況の変化を見極めながら改革を推進する必要がある。

このような状況下で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・取締役会の付議案件について、実際には取締役会で決議されていたものの、稟議取扱規程上の決定権者は代表取締役となっており、規程と実態が整合していなかった。また、監査役が作成した監査報告書で、計算書類における個別注記表の監査結果の記載が漏れていた。
- ・財務規程で「経理責任者は、予算額をこえる支出を行ってはならない。」と定められているが、補正予算が理事会で承認された令和4年3月時点で、令和3年度の予算を超過した支出が発生していた。

- ・財務諸表に対する注記の「重要な会計方針」と、実際の会計処理が整合していなかった。
- ・計算書類の附属明細書（補助金事業等収益明細書）で、補助金額の記載があり、事業活動計算書と整合していなかった。
- ・現金を取り扱う事務所の一部で現金が本部預金口座に入金されるまで簿外となっていた。
- ・公益法人会計システムで、退職者など使用権限のない人のアクセス権が削除されずに残っていた。

団体は、改めて、規程が関係法令に基づき適切に整備されているかを確認し、定めに沿った適正な事務を行うよう徹底されたい。併せて、現金・預金の取扱いや情報管理上の不備は、事故や不正につながりかねないことを再認識し、適正管理に努められたい。

また、令和4年1月1日に施行された改正電子帳簿保存法や、令和5年10月に導入予定のインボイス制度等、制度改正への対応も適切に行う必要がある。職員の退職や人事異動の際も適切な事務処理を継続できよう、組織内での情報共有とノウハウの継承に留意されたい。

担当所管部は、各団体の事業運営や財政状況を十分把握し適切な指導、調整に一層努められたい。併せて、外郭団体連絡協議会などを活用して団体間の情報共有を図るなど、適正な財務会計事務に向けた取組みを支援するよう要望する。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」とされている。また、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に基づき、補助金ごとに交付要綱を設け、補助の対象者や事業、経費等を定めて補助事業を実施するとしている。補助金の執行に当たっては、公益上の必要性を客観的に判断し、交付申請書を適正に審査した上で、交付決定する必要がある。また、補助事業終了時には、実績報告書の提出を求め、補助事業の成果や収支計画に関する事項等を確認するなど、補助金の適正な執行と公平性・透明性を確保しなければならない。補助金は、区民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われることから、補助金に関する事務処理においても、補助団体及び区は、区民への説明責任を果たすことが重要となる。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・補助金交付申請額内訳書で、補助対象事業経費を上回る申請額が記載された申請書類があった。

- しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。
- ・協定書で報告するよう定められた、建築物定期点検業務の実施報告書が区に提出されていなかった。
 - ・指定管理事業で集計した人件費の2%が、指定管理事業以外の他の事業に振り替えられ、その他の事業に係る人件費の20%が指定管理事業に振り替えられていたが、振替割合の合理的な根拠が不明確だった。
 - ・指定管理施設の収支状況が、利用料金制に係る収支部分を含まずに公表されていた。
 - ・年度協定書では指定管理料を月毎に請求・支出することになっているが、令和3年4月から9月分の指定管理料が10月にまとめて請求・支出されていた。
 - ・指定管理者が、通常業務とは別に指定管理施設で自主事業を行う場合、区の前承認を受ける必要があるが、事前申請を行っていないかった。
 - ・収支報告書に、指定管理者の通常業務が、自主事業と混記されていた。

指定管理の実績報告に漏れがあると、担当所管部は施設の管理状況の妥当性を確認できない。また、指定管理料の配賦基準や収支等が不明確であると、担当所管部は、指定管理に係る収支を正確に把握できず、指定管理料の積算等が適切にできなくなる懸念がある。

各団体は、適正な管理運営業務を履行するとともに、正確な事業報告を行い、指定管理料の積算根拠を明確にされたい。

担当所管部は、指定管理業務に関する収支状況等の正確な把握に努めるとともに、住民サービスの向上及び経費の節減を図り、公の施設の収支状況を適切に公表するよう留意されたい。

また、指定管理者の業務内容が、「指定管理者制度運用に係るガイドライン」の中で、通常業務、指定管理者制度の自主事業、行政財産の使用許可による自主事業の3つに分類され、担当所管部は、指定管理者が行う事業が何に該当するのか把握することとしている。さらに、当該事業がどの自主事業に該当するかによって、収入の帰属先や費用負担、事業報告のあり方なども異なることから、担当所管部と団体間で、各事業の位置づけを整理されたい。

加えて、指定管理業務の適正な遂行を確認するには、指定管理者に正確な事業報告を求めるとともに、担当所管部のチェック漏れを防ぐ必要がある。担当所管部は、協定書等の業務内容を指定管理者と改めて再確認し、正確・適正な業務執行にあたるよう指導・調整されたい。

- ・補助金交付申請で、補助対象事業経費の記載が誤っている書類があった。
- ・補助対象事業で、当初計画になかった追加事業の契約行為が、書面で行われていないものがあった。
- ・2つの補助金の収支報告書に、同一の業務委託費が補助対象事業経費として記載されていた。
- ・収支報告書に記載された補助対象事業経費が、会計帳簿と合致していないかった。
- ・交付申請書が提出されてから、交付決定までに5か月以上を要した事例や、補助金の交付請求を受けてから支出までに3か月以上を要した事例等があった。
- ・四半期毎と年度末の実績報告の内容に大きな差異があるが、そのまま収支されていた。

補助金の交付申請や実績報告の不備、補助対象事業経費の妥当性が不明確な事例からは、補助金に係る事務の形骸化が懸念される。こうした事務処理上の不備は、補助対象事業の必要性、有効性についての疑念を招きかねない。

各団体は、このことを再認識し、補助金に係る事務のチェック機能の強化とコンプライアンスの徹底に留意し、遺漏のないよう取り組まれたい。

担当所管部には、補助金交付申請の受理から精算に至るまで、補助金交付要綱等に沿った適正な事務手続きが求められているが、交付決定や支出手続きの遅れが見受けられた。補助金に係る事務手続きの進捗管理と、団体への指導を徹底されたい。

また、補助金交付額に影響はなかったものの、書類審査が十分とは言えない事例があったことから、補助金に係る事務の基本的な審査項目を明文化するなど、適正な事務処理方法を組織内で共有・継承し、審査体制の強化に取り組みされたい。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上・経費の節減等を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成することとしている。区は、令和2年1月に、指定管理者制度に関する基本的な考え方、統一的な基準、標準的な事務手順等を定めた「指定管理者制度運用に係るガイドライン」を策定した。これに基づき、区は、指定管理者からの適正な事業報告を受けるとともに、区と指定管理者との間の協定や業務に関する仕様書の作成及び業務執行に伴う指示等を適切に行う必要がある。

2 団体の監査結果

令和4年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。
なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る取支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の他の事務の執行に關し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査
実施日 令和5年1月20日
実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

- 実施日 令和4年12月6日、8日、15日
実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

- 実施日 令和4年11月18日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区太子堂四丁目1番1号

- ② 設立年月日
平成15年4月1日
(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的
世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する。
- ④ 組織(令和4年9月30日現在)
理事会 11人(理事長1人、常務理事4人、理事6人)
監事 2人
評議員会 11人
職員 137人(常勤94人、非常勤43人)
理事長 1人
事務局 11人(うち常務理事兼務1人)
世田谷文化生活情報センター 68人(うち常務理事兼務1人)
芸術監督 1人
音楽監督 1人
世田谷美術館 37人(うち常務理事兼務1人)
世田谷文学館 18人(うち常務理事兼務1人)
- ⑤ 主な事業内容
ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究
美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。
イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。
ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業を実施している。

- エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業
海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流、市民間の姉妹都市交流などを支援する事業を実施している。
- オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営
区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。
- カ 公益事業の推進に資するための物品及び飲食物の販売事業
施設利用者へのサービス向上や文化振興及び区民の交流活動を支援するため、関連物品や飲食物の販売を行っている。

⑥ 令和3年度決算状況(令和2年度決算状況)

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産の部		
(A) 経常収益計	2,542,729,444	2,441,878,639
(B) 経常費用計	2,518,620,905	2,410,404,371
(C) 当期経常増減額	24,108,539	31,474,268
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	4,964	517,531
(F) 当期経常外増減額	△4,964	△517,531
(D)-(E)		
(G) 他会計振替前当期一般正味財産増減額	24,103,575	30,956,737
(C)+(F)		
(H) 法人税、都民税及び事業税	140,000	0
(I) 当期一般正味財産増減額	23,963,575	30,956,737
(G)-(H)		
(J) 一般正味財産期首残高	752,047,819	721,091,082
(K) 一般正味財産期末残高	776,011,394	752,047,819
(I)+(J)		
指定正味財産の部		
(L) 指定正味財産期首残高	805,844,000	800,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	806,466,000	805,844,000

正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高	1,582,477,394	1,557,891,819
(K) + (M)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金	1,942,441,250	1,192,463,000
世田谷文化生活情報センター運営に係る経費	950,021,119	322,799,000
世田谷美術館の事業運営に係る経費	139,671,773	70,491,000
世田谷文学館の事業運営に係る経費	94,221,770	47,711,000
事務局の運営に係る経費	66,415,990	59,352,000
事業人件費	687,781,598	687,781,000
臨時的な事業費	4,329,000	4,329,000
情報ガイド発行経費		
合計	1,942,441,250	1,192,463,000

③ 公の施設の管理

区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館（分館3館を含む。）及び世田谷文学館について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、公益財団法人せたがや文化財団を指定管理者として

指定している。

令和3年度の指定管理料は、合計4億9,253万9,075円となった。そのうち、今回監査対象とした世田谷文化生活情報センター（世田谷区太子堂四丁目1番1号）の指定管理料は2,922万5,300円である。また、世田谷文化生活情報センターの施設のうち劇場施設の管理については、利用料金制を導入している。令和3年度の利用料金収入は、1,974万6,682円である。

世田谷文化生活情報センターの令和3年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	29,225,300	人件費	5,254,000
		施設維持管理経費	20,792,236
合計	29,225,300	合計	26,046,236
		収支差額	3,179,064

3 監査の結果

公益財団法人せたがや文化財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷美術館におけるイベントの一部において、事業内容に追加されたにもかかわらず、書面での契約締結をせずに実施していた事例が見受けられた。急な事業変更に対しても、適切に対応できるよう、事務体制の整備に努められたい。

また、世田谷文化生活情報センターの収支状況が、利用料金制を導入している劇場施設等の管理に係る収支を含めずに公表されていた。指定管理料等の見直しを行い、令和5年度の収支状況から適正に公表されることだが、指定管理者制度の趣旨を踏まえた運用に引き続き努められたい。

公益財団法人せたがや文化財団は、幅広く質の高い芸術・文化事業を展開するとともに、区民の主体的な地域文化創造活動や国際交流等の市民活動を支援する環境の提供に努めている。また、職員の人材活用計画を作成し、人事制度改革に取り組みしてきたことを評価する。コロナ禍においては、安らぎや希望を与え、豊かな人間性をはぐくむ、文化・芸術の力はこれからさらに必要になると考える。引き続き様々な手法を用いるとともに、これまでの豊富な経験を活かしながら、世田谷の文化・芸術振興に向けた更なる取組みに努められることを期待する。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次とおり監査を実施した。
① 監査委員による監査
実施日 令和5年1月17日
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等
- ② 事務局による監査
実施日 令和4年11月28日、12月5日、13日
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和4年11月16日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査
- (2) 団体の概要
監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区太子堂二丁目16番7号
- ② 設立年月日
平成18年4月1日
(財団法人勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的
世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。
- ④ 組織 (令和4年9月30日現在)
理事会 11人 (理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人)
監事 2人
評議員会 11人
事務局 38人 (常勤18人、非常勤4人、臨時等16人)
事務局長 (常務理事兼務) 1人
事務局次長 1人
総務課 9人
地域活性化支援課 15人
産業振興課 12人
- ⑤ 主な事業内容
ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業
創業者への支援として、創業相談 (ワンストップ相談窓口、電子メールによる簡易な相談、フォローアップ支援として創業専門相談員の派遣)、さらに創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。また、中小企業の経営を支援するため、融資あつせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士 (中小企業診断士) の派遣、さらに商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。
- イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業
区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介、情報の発信等を行っている。
また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産

業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミクス」の発行を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業
世田谷産業プラザ会議室の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出張支援等を行っている。
また、事業者との情報交流を目的とした情報交流サイトを開設・運営している。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業
多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター(三茶おしごとカフェ)を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。
また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアアカウンテラ出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業(セラ・サ・ビス事業)
区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい余暇活動助成、健康維持増進、自己啓蒙促進、給付に関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業
世田谷まちなか観光を推進するため、世田谷まちなか観光交流協会の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、三軒茶屋観光案内所の運営等を行っている。
また、世田谷おもてなし・交流・参加実行委員会の事務局として東京2020大会を契機とした様々なプロジェクト事業に取り組んだ。なお、本事業は令和4年3月末をもって終了している。

⑥ 令和3年度決算状況 (令和2年度決算状況)

科目	単位：円	
	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	526,375,140	496,473,309
(B) 経常費用計	515,779,499	512,070,615
(C) 当期経常増減額	10,595,641	△15,597,306
(A) - (B)		

(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	0	0
(D) - (E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	10,595,641	△15,597,306
(C) + (F)		
(H) 一般正味財産期首残高	104,504,431	120,101,737
(I) 一般正味財産期末残高	115,100,072	104,504,431
(G) + (H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	615,100,072	604,504,431
(I) + (K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	単位：円	
	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	487,285,635	364,341,658
中小企業の振興に係る支援に関する事業		
創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	38,595,205	30,910,945
中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業	7,658,956	7,658,956
ものづくり事業所の紹介、せたがや産業情報紙の発行等		

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が及び区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に
関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査
実施日 令和5年1月24日
実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所
管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の
担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査
実施日 令和4年12月6日、12日、16日
実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所
管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の
担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類
調査

③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和4年11月9日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要
監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、
次のとおりである。

中小企業の振興のための交流の推進 に関する事業 産業交流イベント事業、世田谷産 業プラザ会議室の運営等	6,558,709	6,236,764
雇用、就労に係る情報の収集、提供 及び普及並びに各種相談等の支援並 びに職業紹介に関する事業 三軒茶屋就労支援センターの運 営、就労支援セミナーや相談会の 実施等	67,650,094	67,645,904
中小企業勤労者福祉の充実及び推進 に関する事業 「セラ・サービス」の運営	131,643,786	29,246,461
区内観光に係る情報の収集、提供及 び交流に関する事業 世田谷まちなか観光の推進、世田 谷ブランドの育成等	27,516,997	16,037,227
事業費人件費	132,405,992	132,405,992
事業費事業事務経費	62,859,970	62,859,970
管理運営費	5,475,293	5,475,293
特定資産取得支出	3,450,747	2,394,260
世田谷区おもてなし・交流・参加プロジ ェクト事業補助金	3,469,886	3,469,886
合計	22,338,598	22,338,598
	509,624,233	386,680,256

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区産業振興公社において、出資等の目的に沿った適切な団
体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、
それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区産業振興公社は、これまで培ってきた民間の事業手法と
関連団体との連携による専門性を活かした地域経済産業に係る総合的な公共サ
ービスを今後も果たしていくことが求められている。新型コロナウイルス感染症に
よる経済活動への影響や様々な社会状況の変化を見極め、中小企業者の今後の安
定的な経営支援に尽力するとともに、自らも経営改革に積極的に取り組み、持続
可能な財政運営に努められた。

① 団体の所在地
世田谷区松原六丁目3番5号

② 設立年月日
平成18年4月1日
(財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)

③ 設立目的
世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き生きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。

④ 組織 (令和4年9月30日現在)
理事会 8人 (理事長1人、常務理事1人、理事6人)
監事 2人
評議員会 10人
事務局 57人 (常勤31人、非常勤26人)
事務局長 (常務理事、管理課長兼務) 1人
管理課 12人
トラストみどり課 27人
地域共生まちづくり課 17人

⑤ 主な事業内容
ア 環境保全を図るトラスト運動事業
市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、世田谷グリーンインフラ推進事業、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。
また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラストまちづくり会員の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業
地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える場づくりの推進、空き家等地域貢献活用支援事業、世田谷まちづくりフェア

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業
区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の実施等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ピシターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まいづくり事業
せたがやの家の運営を行っている。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業
公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕業務を受託している。

カ 環境共生・地域共生に資する駐車場等の管理運営事業
キャロットパーク及びびろ下高井戸公共駐車場を管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したSTKハイツを、貸事務所として管理運営している。
また、国分寺崖線散策マップや住民参加の手法をまとめた図書「参加のデザイン道具箱」等啓発グッズの販売を行っている。

⑥ 令和3年度決算状況 (令和2年度決算状況)

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,146,813,238	1,160,759,753
(B) 経常費用計	1,196,348,998	1,171,166,419
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	△49,535,760	△10,406,666

(D) 経常外収益計	369,000	35,228,689
(E) 経常外費用計	163,000	0
(F) 当期経常外増減額	206,000	35,228,689
(D)-(E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△49,329,760	24,822,023
(C)+(F)		
(H) 一般正味財産期首残高	4,202,915,244	4,178,093,221
(I) 一般正味財産期末残高	4,153,585,484	4,202,915,244
(G)+(H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	4,653,585,484	4,702,915,244
(I)+(K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	205,513,903	141,957,805
管理部門人件費		
役員報酬及び管理部門に関わる職員の人件費	51,005,366	25,502,683
管理部門運営事務		
管理部門運営に係る事務費	16,322,140	7,600,900

単位：円

トラストまちづくり事業人件費 トラストまちづくり事業に関わる職員の人件費	138,186,397	108,854,222
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストまちづくり事業助成補助金	42,714,836	37,441,662
トラストまちづくり事業の推進に係る事業費	42,714,836	37,441,662
世田谷区市民緑地事業補助金	15,896,086	15,827,709
市民緑地の設置及び管理に係る事業費	15,896,086	15,827,709
世田谷区せたがやの家システム住宅助成金	72,939,548	72,939,548
家賃等助成金		
家賃の額と入居者負担額との差額の助成、談話室借上賃料等	60,841,000	60,841,000
運営費助成金		
せたがやの家運営に係る附帯事務費	12,098,548	12,098,548
世田谷区せたがやの家システム福祉型住宅助成金	62,864,900	62,864,900
家賃等助成金		
家賃の額と入居者負担額との差額の助成	62,864,900	62,864,900
合計	399,929,273	331,031,624

3 監査の結果

一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、長期間にわたり民有地のみどり保全、創出事業に取り組み、世田谷みどり3の目標実現に寄与するとともに、地域コミュニティの醸成にも尽力されていることを評価する。今後は、安定した経営基盤の確保と専門的能力を備えた人材の育成により、業務効率の高い組織を構築した上で、公益目的事業の拡充に努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和5年1月24日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和4年11月22日、29日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月4日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目23番2号

② 設立年月日

平成6年9月30日

③ 設立目的

保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営や訪問看護事業などの公益事業の実施を通じ、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

④ 組織 (令和4年9月30日現在)

理事会 10人 (理事長1人、常務理事1人、理事8人)
 監事 2人
 評議員会 13人
 調整役 1人
 事務局 731人 (常勤321人、非常勤410人)
 事務局長 (常務理事兼務) 1人
 総務課 11人
 経営企画課 7人
 訪問サービス課 276人
 在宅支援課 151人
 芦花ホーム 128人
 上北沢ホーム 147人
 世田谷区福祉人材育成・研修センター 10人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

(ア) 地域包括支援センター事業 (あんしんすこやかセンター)
 誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取り組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者(児)や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。

(イ) 母子生活支援施設事業 (パルメゾン上北沢)

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を居所させて保護し、その自立を促進するために生活の支援等を行っている。

(ウ) 世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことを目的に、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福祉人材育成・研修セ

心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

⑥ 令和3年度決算状況(令和2年度決算状況)

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
(A) サービス活動収益計	3,528,011,951	3,508,124,354
(B) サービス活動費用計	3,571,460,602	3,632,789,593
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	△43,448,651	△124,665,239
(D) サービス活動外増減差額	25,918,503	42,027,927
(E) 経常増減差額 (C)+(D)	△17,530,148	△82,637,312
(F) 特別増減差額	544,448	348,630
(G) 当期活動増減差額 (E)+(F)	△16,985,700	△82,288,682
(H) 前期繰越活動増減差額	1,196,048,642	1,392,491,724
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)+(H)	1,179,062,942	1,310,203,042
(J) その他の積立金取崩額	15,510,000	1,271,600
(K) その他の積立金積立額	100,000	115,426,000
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)+(J)-(K)	1,194,472,942	1,196,048,642

注：決算状況は、事業活動計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出している。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

センターの運営を行っている。

イ 自主事業

- (ア) 特別養護老人ホーム事業(芦花ホーム、上北沢ホーム)

健全な環境の下で、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取組みを行っている。
- (イ) 短期入所生活介護事業(芦花ホームジョイントステイ、上北沢ホームジョイントステイ)

在宅の要介護者がその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。
- (ウ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業(寿満ホームかみきたざわ)

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。
- (エ) 訪問介護事業(ヘルパー派遣)

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者(児)の居宅等にヘルパー等を派遣し、身体介護、生活(家事)援助、外出の支援等のサービスを提供している。
- (オ) 通所介護事業(デイ・ホーム)

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその方らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。
- (カ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者が安心して在宅生活が継続できるよう、24時間365日、看護師・理学療法士等が訪問し適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。また、地域住民への啓発活動や区内の訪問看護師育成を行っている。
- (キ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、計算書類の附属明細書で補助金額の誤記があり、事業活動計算書と整合していない事例等があった。チェック体制を整備するなどして、適正な事務を行われない。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団は、ICT化による業務改善や業務委託費の見直しなどにより、収支改善に取り組みられたことを評価する。令和3年度に区立特別養護老人ホームが民営化され、令和5年度末で法人本部補助の廃止が予定されているなど、団体を取り巻く経営・運営面での大きな変化が続いている。引き続き、経営基盤の強化を進めるとともに、エリア別の多機能型運営への取組みや、科学的根拠に基づいた介護等により、サービスの質の向上に努められたい。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金	190,517,840	176,128,048
法人運営事業	46,190,086	43,722,891
法人本部運営経費		
事業調整事務	61,314,626	61,027,373
事業の連携・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費		
障害者就労支援	69,384,291	60,782,616
特別養護老人ホーム（芦花ホーム及び上北沢ホーム）における障害者雇用に係る支援経費		
デイ・ホーム保守事業	4,939,408	2,797,618
デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費		
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援	8,689,429	7,797,550
介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費		
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	269,401,518	216,534,000
特別養護老人ホーム芦花ホーム	146,796,177	118,321,000
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	122,605,341	98,213,000
世田谷区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金	5,791,000	5,791,000
感染症対策の装置設置、環境整備、改修工事等の経費	5,791,000	5,791,000
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	2,312,803	2,312,803
研修受講の経費	2,312,803	2,312,803
世田谷区高齢者・障害者施設等支援金	225,986	225,000
施設内の消毒等の経費	225,986	225,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	815,980	600,000
区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	815,980	600,000
合計	469,065,127	401,590,851

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和4年11月15日
株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和4年10月13日、17日
実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年10月17日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地

② 設立年月日

昭和61年4月1日

③ 設立目的

区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実に寄与する。

④ 組織(令和4年9月30日現在)

取締役会 10人(代表取締役2人、取締役8人)
監査役 2人
取締役管理部長兼営業部長 1人
営業課 83人(社員30人、嘱託社員6人、パートタイマー47人)
管理課 2人(社員1人、パートタイマー1人)

⑤ 主な事業内容

ア 施設運営維持管理事業
予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。

イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業

予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業

受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

エ レストラン運営事業

川場田圃プラザ内のレストラン及びビザ工房並びに民家レストラン経営業務を行っている。

オ その他事業

移動教室運営事業、移動教室給食提供事業、一般附提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業(健康村里山自然学校等)、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

⑥ 令和3年度決算状況(令和2年度決算状況)

ア 損益の状況

科目	令和3年度	令和2年度
(A) 売上高	616,519,524	591,007,251
(B) 売上原価	107,379,060	91,401,833
(C) 販売費及び一般管理費	533,459,459	519,410,828
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	△24,318,995	△19,805,410
(E) 営業外収益	7,915,200	10,036,588
(F) 営業外費用	1,102,783	1,027,267
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	△17,506,578	△10,796,089
(H) 特別利益	11,004,200	9,539,342
(I) 特別損失	2	306,666
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	△6,502,380	△1,563,413
(K) 法人住民税及び事業税	204,627	214,217
(L) 当期純利益 (J) - (K)	△6,707,007	△1,777,630

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

	令和3年度	令和2年度
(A) 当期末残高	241,863,207	243,640,837
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	△6,707,007	△1,777,630
(D) 当期変動額 (B) + (C)	△6,707,007	△1,777,630
(E) 当期末残高 (A) + (D)	235,156,200	241,863,207

注：決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は4,000万円となっており、区の出資比率は75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレージ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレージ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

令和3年度の指定管理料は、合計3億8,863万9,839円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和3年度の利用料金収入は、8,484万3,716円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレージ・中野ビレージ)の令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	388,639,839	人件費	241,198,293
利用料金収入	84,843,716	施設維持管理経費	95,247,796
		その他経費	139,777,026
合計	473,483,555	合計	476,223,115
		収支差額	△2,739,560

3 監査の結果

株式会社世田谷川場ふるさと公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレージ・中野ビレージ)の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、指定管理事業とその他事業との間の人件費振替において、継続的に一定の配賦基準を用いているものの、当該基準が明文化されておらず、その妥当性が検証できない状況であった。今後は、当該基準の妥当性を確保するための合理的な根拠を整理し、区と協議の上、当該基準の明文化に努められたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社は、昭和61年の施設開設以来、区民の第2のふるさとづくりを進めるといふ健康村事業の理念に沿った施設・事業の運営を行われており、その実績を評価する。物価高やエネルギー価格の高騰などにより厳しい経営状況が続いているが、今後も、より多くの区民に川場村を訪れてもらえるよう、業務効率とサービスレベルの高い施設運営や創意工夫のある交流事業の展開に期待する。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
 事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和5年1月23日
 実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の担当所管部である土木部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和4年11月11日、30日、12月8日
 実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月11日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの概要は、次のとおりである。

⑤ 社会奉仕活動等を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
 会報「シルバークエスト」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、区の広報紙への掲載などを通じ、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

⑥ 令和3年度決算状況(令和2年度決算状況)

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,375,198,061	1,327,065,714
(B) 経常費用計	1,379,419,751	1,312,002,526
(C) 当期経常増減額	△4,221,690	15,063,188
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	89,999	0
(E) 経常外費用計	2	0
(F) 当期経常外増減額	89,997	0
(D)-(E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△4,131,693	15,063,188
(C)+(F)		
(H) 一般正味財産期首残高	120,478,733	105,415,545
(I) 一般正味財産期末残高	116,347,040	120,478,733
(G)+(H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	284,461	0
(K) 指定正味財産期末残高	229,319	284,461
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	116,576,359	120,763,194
(I)+(K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
 注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

- ① 団体の所在地
世田谷区宮坂一丁目24番6号 宮坂区民センター内
- ② 設立年月日
昭和53年7月9日
 (世田谷区高齢者事業団(任意団体)として発足。昭和55年12月1日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成27年7月1日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成23年4月1日に社団法人から公益社団法人へ移行)

③ 設立目的
 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

- ④ 組織(令和4年9月30日現在)
 理事会 9人(会長1人、副会長1人、常務理事1人、理事6人)
 監事 2人
 事務局 35人(常勤16人、非常勤1人、臨時18人)
 事務局長(常務理事兼務) 1人
 本部事務局 24人
 鳥山支部室 10人

⑤ 主な事業内容
 ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供(就業は雇用によるものを除く。)区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。
 また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 入会時研修、自転車等駐車場の就業会員全員への接遇研修、植木剪定や毛筆筆耕などの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

(3) 区の財政援助等

① 補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容		補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバークルセンター事業補助金		192,592,752	85,505,093
管理運営		41,568,127	28,058,000
管理職員人件費			
事業運営		151,024,625	57,447,093
事業職員人件費、事業費			
合計		192,592,752	85,505,093

単位：円

② 公の施設の管理

区は、自転車等駐車場54箇所、レンタサイクルポート7箇所について、令和3年度から令和7年度まで、公益社団法人世田谷区シルバークルセンターを指定管理者として指定している。

令和3年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として900万円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、自転車等駐車場及びレンタサイクルポートの管理については、利用料金を導入している。令和3年度の利用料金収入の合計は5億5,896万5,850円で、そのうち、今回監査対象とした自転車等駐車場(駒沢自転車等駐車場外53箇所)の利用料金収入は5億1,468万1,750円である。

自転車等駐車場の令和3年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
利用料金収入	514,681,750	人件費	286,681,355
		施設維持管理経費	166,523,692
		事務費	28,668,135
		区への納付金	32,808,568
合計	514,681,750	合計	514,681,750
		収支差額	0

単位：円

3 監査の結果

公益社団法人世田谷区シルバークルセンターにおいて、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益社団法人世田谷区シルバークルセンターは、利用者の声を踏まえながら、大型自転車の増加に伴うスペース確保、利用料金のキャッシュレス化、利用率の低い自転車等駐車場の値下げなど自転車等駐車場の利用率向上に取り組みられていることを評価する。引き続き、利用者ニーズの把握に努め、区とも協議しながら、更なる利用率向上に向けた取組みを積極的に進められたい。また、高齢者の就業状況が大きく変化する中、仕事の新規開拓やPR活動の促進等により、会員数の拡大に鋭意取り組まれたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査
 実施日 令和5年1月13日
 実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会並びに担当所管部である保健福祉政策部及び障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和4年12月1日、7日、14日
 実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会並びに担当所管部である保健福祉政策部及び障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月16日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷ボランティア協会の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
 世田谷区下馬二丁目20番14号
- ② 沿革
 昭和56年10月に民間のボランティア活動推進機関(任意団体)として世田谷ボランティア協会が設立され、平成8年10月に社会福祉法人として

設立認可された。第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、移動支援事業を行うほか、公益事業としてボランティアリーダーネットワーク事業、ボランティア学習事業及びせたがや災害ボランティアセンター事業等、ボランティア・市民活動推進事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 事業助成補助金	107,654,173	99,795,808
法人運営事業及びボランティア活動 推進事業に係る人件費、運営管理費	107,654,173	99,795,808
世田谷区介護・訓練等給付事業補助金	125,389,344	63,052,719
ケアセンターふらっと	125,389,344	63,052,719
世田谷区市民活動支援補助金	1,741,719	1,500,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	62,700	57,000
合計	234,847,936	164,405,527

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷ボランティア協会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、補助金交付額に影響はないものの、WEBサイトの作成に関する業務委託費の支出が、社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業助成補助金と世田谷区市民活動支援補助金の収支報告書に二重計上されていた。また、決算書の附属明細書である補助金事業等収益明細書に金額の誤記が見られるなど、会計経理上の誤りが散見された。業務体制の仕組みを改善するなどして、適正な事務を行われたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会は、コロナ禍の中でも相談体制を維持し、地域のボランティア拠点の拡充や、パートナーセンター構想の推進、高次脳機能障害に特化した通所事業の安定的運営など、多様な事業に取り組みられたことを評価する。

また、ボランティアマッチング事業では、ボランティア人材の登録システムである「おたがいさまbank」に加え、AIを活用したマッチングシステム「世田谷版GBER」を導入した。ボランティアマッチングの実効性が高まるよう、各マッチングシステムの効果検証を行うとともに、ホームページの利便性向上を工夫するなどして、ボランティア活動の更なる促進に資するよう期待する。

株式会社我喜大笑

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
- ① 監査委員による監査
 実施日 令和5年1月17日
 実施内容 株式会社我喜大笑及び担当所管部である保育部への事情聴取等
 - ② 事務局による監査
 実施日 令和4年12月2日、13日
 実施内容 株式会社我喜大笑及び担当所管部である保育部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

- 監査の実施により確認した株式会社我喜大笑の概要は、次のとおりである。
- ① 団体の所在地
 千代田区神田駿河台一丁目7番10号 YK駿河台ビル4階
 - ② 沿革
 平成21年10月に設立し、保育所の運営、保育人材の派遣・紹介を行っている。平成30年4月に保育園夢未来桜新町園を開設し、認可保育所1園、東京都認証保育所3園の運営を行うほか、関東を中心に介護保険法に基づく通所介護の高齢者福祉事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区認証保育所運営費補助金	108,589,951	67,110,600
世田谷区保育士等処遇改善助成金	336,000	336,000
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	7,888,000	7,872,000
世田谷区保育力強化事業補助金	574,000	574,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	14,481,000	10,626,700
世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金	90,000	90,000
令和3年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金	399,794	399,794
令和3年度世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金	4,538,930	4,538,930
合計	136,897,675	91,548,024

3 監査の結果

株式会社我喜大笑において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われておりと認められた。

株式会社我喜大笑は、多様な保育ニーズに応え、安心安全に預けられる保育の提供に向けて、福利厚生の充実、風通しの良い職場づくりなどを行っており、保育職員の定着率向上の積極的な取組みを評価する。引き続き、働きやすい職場環境の維持と園児一人ひとりの個性や特性を大切にすする質の高い保育の提供に努められた。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、保健医療福祉総合プラザ(世田谷区松原六丁目37番10号)の管理運営に係る事業を対象に、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
 - ① 監査委員による監査
実施日 令和5年1月16日
実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取等
 - ② 事務局による監査
実施日 令和4年11月7日、10日
実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査
 - ③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和4年11月10日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

- 監査の実施により確認したシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要は、次のとおりである。
 - ① 団体の所在地
調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

② 沿革

昭和61年11月に設立され、主に給食業務、学童・放課後クラブ運営業務、図書館業務、人材派遣業務、寮・保養所管理業務、管理サービス業務、ビルメンテナンス業務、警備業務などを行っている。
令和2年度から保健医療福祉総合プラザの指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、保健医療福祉総合プラザについて、令和2年度から令和6年度までシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として指定している。令和3年度の指定管理料は、2億5,992万1,000円である。
また、当施設は利用料金制を導入しており、令和3年度の利用料金収入は、1,143万7,670円である。

保健医療福祉総合プラザの令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	259,921,000	人件費	70,144,406
利用料金収入	11,437,670	事業運営費	61,729,963
その他の収入	691,392	施設・設備 維持管理業務	126,789,000
		事務経費/諸経費	9,844,400
		感染症対策費 (臨時経費)	2,280,419
合計	272,050,062	合計	270,788,188
		収支差額	1,261,874

3 監査の結果

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社において、監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、年度協定書では指定管理料を月毎に請求・支出することになっているが、令和3年4月から9月分の指定管理料が10月にまとめて請求・支出されていた。団体と担当所管部においては、事務手続きに遅延が生じないよう、適切な事務を行われた。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、新型コロナウイルス感染症の拡大下においても円滑な施設管理を行い、各事業の中止・縮小を余儀なくされながらも、拠点内の連携事業や福祉関係団体等との地域交流事業を実施されたことを評価する。施設の認知度とサービスの向上につながる効果的な情報発信への取組みと、保健医療福祉の全区的な拠点としての事業展開に期待する。

社会福祉法人武蔵野会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、九品仏生活実習所（世田谷区奥沢7丁目39番13号）、九品仏生活実習所中町分場（世田谷区中町2丁目25番17号）の管理運営に係る事業を対象に、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和5年1月16日
 実施内容 社会福祉法人武蔵野会及び今回監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和4年11月9日、14日
 実施内容 社会福祉法人武蔵野会及び今回監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月14日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人武蔵野会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

八王子市旭町1番4号 日本生命八王子ビル2階201

② 沿革

昭和38年6月に社会福祉法人として設立認可され、第一種及び第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業等を東京・静岡で行っており、指定管理者として区内5箇所施設を運営している。平成17年4月から九品仏生活実習所、平成22年4月から九品仏生活実習所中町分場の指定管理者の指定を受け、障害者自立支援法に基づく生活介護の事業を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場について、令和2年度から令和6年度まで、社会福祉法人武蔵野会を指定管理者として指定している。令和3年度の指定管理料は、2億9,097万1,432円である。

九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	290,971,432	人件費	157,138,829
その他収入	3,570,876	施設維持管理経費	91,534,494
		事業費	14,190,691
		その他の支出	2,596,825
合計	294,542,308	合計	265,460,839
		収支差額	29,081,469

3 監査の結果

社会福祉法人武蔵野会において、監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所・中町分場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人武蔵野会は、利用者への福祉サービスの質を向上するために、虐待防止セルフチェック、グループミーティング等により利用者支援を振り返り、日中活動検討委員会等で検証することで職員研修を充実させるなど事業所全体で改善に取り組んでいる。今後も利用者に寄り添ったサービスの質の向上に努められた。

◎世田谷区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した令和4年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

令和4年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)及び令和4年度監査基本計画(令和3年3月4日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の対象

令和3年度から令和4年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件 名 仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事
 - (1) 建築工事
仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事
 - (2) 設備工事
 - ①電気設備工事
仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築電気設備工事
 - ②機械設備工事
仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築機械設備工事
- 2 施工場所 世田谷区等々力四丁目19番18号

第2 監査対象部

施設管理担当部
保育部

第3 監査の実施方法等

- 1 監査委員による監査
令和5年1月30日
監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。
- 2 事務局による監査
令和4年12月12日、22日
工事調書、技術調査報告等による調査、検証を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。
- 3 技術調査
令和4年11月2日
工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査(書類審査と現場調査)を委託した。

4世監第224号
令和5年3月29日

世田谷区議会議長 様
世田谷区 区 長 様

世田谷区監査委員
同 子
同 文
同 秀
同 樹
同 根
同 義
同 盛
同 島
同 村
同 み
同 どり

令和4年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事は、「特に問題となるところはない」とされたが、次のような助言等があった。

- 1 建築工事について
 - (1) 品質管理
仕上げ材・塗料・接着剤・設備用機材、家具類等のF☆☆☆☆の規格を、受入れ時に確実に管理されたい。
 - (2) 安全管理
工事現場は複数の業者の集まりの中で工事が進められることから、定期的に会合を持ち、現場視察を行うなど、各業者が連携し問題点の指摘や改善を繰り返しながら業務を推進することにより、更に安全を確保されたい。
 - (3) 室内環境対策
 - ① 環境測定に際して、周到な準備、十分な換気を行った上、慎重な対応・測定を行われたい。
 - ② 工期終盤は、各工事が錯綜し、事故が起こりやすい状況となるため、事故防止に特に注意されたい。
 - ③ 施工場所周辺は閑静な住宅地で、住宅が近接している。騒音・振動・ブライバシーなど近隣対策には十分に配慮されたい。
- 2 電気・機械設備工事について
 - (1) 施工管理
工事が適正に行われたことが後日第三者にも理解されるように、写真撮影等により施工状況を確実に記録されたい。
 - (2) 品質管理
装置検査や試験を計画通り実施し、検査や試験の結果を写真も含めて確実に記録されたい。
 - (3) 安全管理
 - ① 天井配管は3m程度の高さに設置されており、工事の際は手すり付足場台を使用している。転落・転倒等事故防止に努めるとともに、安全には十分に配慮されたい。
 - ② 毎朝、危険予知活動が実行されているが、当該活動は一般的に形骸化しやすく、災害に繋がることもある。当該活動の記録、使用方法を工夫し、実効性が高まるよう努められたい。
- 3 その他
修繕・更新計画やライフサイクルコストなどの項目は、建物を健全に維持・活用していく上で欠かせない。当該建物の設計においては、耐久性の高い材料の使用や維持管理の容易な計画に配慮しているが、定期的

当初	令和3年2月26日	令和4年8月5日	170,830,000
変更1	令和3年12月8日	令和5年2月3日	173,712,000
変更2	令和4年12月7日	令和5年4月28日	変更なし
当初	令和2年12月9日	令和4年8月19日	22,550,000
変更1	令和3年12月8日	令和5年2月28日	25,509,000
変更2	令和5年1月11日	令和5年5月31日	変更なし

(4) 変更理由

- ① 建築変更1 (回)
本件工事の前に行う世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築工事の完了が当初の工期よりも遅れたことにより、着工時期を延期する必要があるため。
 - ② 建築変更2、電気設備変更1、機械設備変更1、工事監理変更1
工事着手後、地中障害物が発見されたことによる建物のくいの設置位置の変更に伴い、再度、建築基準法に基づく申請等が必要となったため。
 - ③ 建築変更3、電気設備変更2、機械設備変更2、工事監理変更2
工事監理事業者が配筋に係る変更の報告を区に適切に行わなかったことにより、工程の見直しが発生したため。
 - ④ 建築変更4
工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
工事着手後、地中障害物が発見され、一部の撤去工事が必要となることにも、くいの設置位置の変更に伴う工期延伸により共同仮設費や現場管理費等が増加したため。
- 6 施設及び整備の特徴等
- (1) 区立深沢保育園と区立奥沢西保育園を移転・統合し、玉川地域の拠点保育園とする。
 - (2) 拠点保育園として、地域の在宅子育て家庭への支援を行うことを目的に、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる「おでかけひろば」を設置する。
 - (3) 医療的ケアを必要とする児童の受け入れのため、医務室や医務コーナーを設ける。
 - (4) 保育対象年齢は、0歳児から5歳児までとする。
 - (5) 定員は、拠点保育園の役割・機能及び直近の地域における保育の必要等を勘案し、調整を図った結果、150名程度とする。

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査によれば、仮称世

を突出していた。その後、区は、毎週行われる定例会に加え、各施工業者、工事監理事業者により構成される「総合分科会」にも参加し、情報共有の強化に努めたが、結果的に工期の延伸を防げなかったことは誠に遺憾である。工期延伸に伴う開園延期については、入園申し込み冊子「保育のごあんない」や区HPにて事前周知が図られたことなどにより、大きな混乱に至らなかったが、保育園などの区民が利用する施設工事における工期延伸が及ぼす区民への影響は少なくない。今後は、着実な工期遵守に向けた仕組みを検討するとともに、発注者としての適切な工程管理や安全管理に努められたい。

な修繕・更新は重要である。今回の建物は100年近い耐久性を目的に建設されている。維持管理計画を次世代、次々世代に確実に伝えていくことが重要である。

第8 監査の結果

監査の結果、仮称世田谷区立区立玉川地域拠点保育園新築工事(世田谷区等々力四丁目1番18号)については、概ね適正に行われていると認められた。ただし、工事監理については意見を後述する。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

区では、「区立保育園の今後のあり方」において、区立保育園を「保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行いつつ、地域における身近な公設の児童福祉施設として、『子どもたちの育ちのセーフティネット』としての役割を行政の責任のもと担い、すべての子どもたちの安全と健やかな育ちを保障する」場と定めている。この方針に基づき、在宅子育て家庭を含む地域子育て支援や保育の質の維持・向上に向けた取り組み等の予防型施策に重点をおいた事業へ転換するため、計画的な区立保育園の再整備に取り組んでいる。

本件保育園は、区立深沢保育園と区立奥沢西保育園を移転・統合し、玉川地域内の保育施設間のネットワークの中心としての役割や在宅子育て支援を担う「拠点園」として整備され、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる「おでかけひろば」や医療的ケアを必要とする児童を受け入れることができ、遊戯室等が設けられている。また、地域内の保育施設の会議や研修会場としても使用できるように遊戯室は広めに設計され、遊戯室専用の音響装置も設置される。開園後は、拠点園・統合園として整備される様々な機能を生かしながら、玉川地域の保育の中心を担う「拠点園」としての役割を果たすべく運営に努められたい。

本件工事の技術調査は、工期が令和5年4月に延伸された工程表等を基に行われ、調査結果は「特に問題となる箇所はない」とされた。当該工程表に基づく現在の出来高も98パーセント程度となっている。しかし、本件工事では既に工期が3回延伸されており、そのうち3回目の延伸は、工事監理事業者が配筋に係る変更の報告を区に適切に行わなかったことにより、工程の見直しが発生したことを理由としている。これ以前に、区は当該工事監理事業者に対して、各工事の不適切な進捗管理等を理由として、令和4年1月に改善指示書を、同年5月に改善命令書

◎世田谷区監査委員告示第5号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

世田谷区監査委員	田 中 文 子
同	中 根 秀 樹
同	上 島 義 盛
同	河 村 みどり

世田谷区職員措置請求監査結果

〔区長公用車利用等に関する件〕

令和5年4月

世田谷区監査委員

- ウ 措置要求の内容について①カからクに同旨
- ③ 松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前)
 - ア 往訪先が特定できない「松原」から目的地への公用車利用が存在する。
 - イ 保坂のふと事務所への往訪は公務ではなく、公用車の使用は違法である。
 - ウ 監査請求の対象期間について、直近1年間の松原への往訪に加えて、令和3年度分についても監査を求める。(以下①キと同旨)
 - エ 措置要求の内容について、③アの期間の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める(甲7号証に記載された日にちに限らない)。なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

④ 松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降)

- ア ③アからイに加え、本件基準に反している。
- イ 措置要求の内容について、住民監査請求期間(直近1年)の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。(以下③エと同旨)
- ⑤ タクシーを用いた帰宅について
 - ア 世田谷区代沢の自宅から狛江市の別荘への単なる移動は、全く公務ではなく私的な行動であり、区の税金を使って移動してよいものではない。しかしながら、実際には世田谷区の税金で契約をしているタクシーチケットを用いて移動したり、公用車で移動したりしている。特にタクシーチケットの請求は区の税金を明確に私物利用している悪質な行為である。
 - イ 刑法における業務上横領にあたる疑いがあり、違法な支出である。
 - ウ 監査請求の対象期間について、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用は、利用日から1年間が経過しており、一見すると住民監査請求の対象外のように思われる。しかしながら、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。よって、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。
 - エ 措置要求の内容について、帰宅等に関するタクシーの利用について、その利用料を世田谷区に対して返還することを求める。また、返還を求められない場合であっても、決算の見直し等の、本件の解決のために必要な措置を求める。

第1 請求の受付

- 1 請求人 世田谷区 A
 - 2 請求書の提出 令和5年2月13日
 - 3 請求の内容
 - 請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」(以下「本件請求」という。)(別紙)による請求の要旨及び措置請求の理由は次のとおりである。なお、内容の表記については、本件請求での表記を引用する。
- (1) 請求の要旨
- ① 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前)
 - ア 通勤届で届け出た住所から区役所までの通勤が公用である。
 - イ 区長は世田谷区代沢から区役所までの通勤が公用である。
 - ウ 通勤手当という「給与」の代わりに区長車という交通用具が支給される。
 - エ 代沢ではない別荘からの通勤に対して区は補助することはできない。
 - オ 狛江市の別荘からの通勤に対して区から補助を受けていることは不当。
 - カ ガソリン代・運転手の超過勤務手当の支出は少なくとも損害である。
 - キ 監査請求の対象期間について、直近1年間の使用に加えて、令和3年度分についても監査を求める。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。
 - ク 区長は区に対して不当に得た利益を返還する必要がある。キの期間の狛江市からの通勤に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。なお、仮に返還を請求できないとしても、区長以外の区役所職員には認められない2つ以上の住所からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。
 - ② 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降)
 - ア ①アからオに加え、「区長公用車の使用に関する基準(以下「本件基準」という。))」に反している。
 - イ 狛江からの利用は本件基準の例外に当たらない。
 - (ア) 無線の配備は根拠にならない。
 - (イ) 打合せの必要性は根拠にならない。

⑥ 旅費の宿泊料について実費を超過していることについて
 ア 世田谷区では、「職員の旅費に関する条例」の第42条で出張時の宿泊費の支給は定額払いが実費を上回る場合には返金することを求めている。すなわち、出張旅費は民間企業同様に実費を請求することが結果として原則になっている。しかしながら、保健区長は、実費以上の金額を請求・受領している。
 イ 超過した宿泊料の受け取りは違法である。
 ウ 監査請求の対象について、世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対象とする。また、1年をよりさかのぼった令和3年度の全ての旅費支給についても、その決算行為は1年以内に行われていることから、決算行為に対して監査請求することとし対象の期間に含める。令和3年度の旅費の支給についても前記同様とする。
 エ 措置要求の内容について、実費ではなく超過して支給されていることは、旅行命令権者たる区長が旅費の調整を行わなかったことが原因であることから、区長がその責任者として区に対して損害賠償（超過旅費の返還）をすることを求める。また、合わせて世田谷区が過去に超過で支給してしまった金額を推計し公表することを求める。さらに、条例について宿泊料の支給の原則を「実費」に変更するように提言を行うことを求める。

(2) 事実証明書

- 【甲1号証】 世田谷区長保坂展人 通勤届
- 【甲2号証】 庁有車運転記録(区長室秘書課) (令和3年4月1日～令和4年3月31日)
- 【甲3号証】 平成二十八年第二次例会世田谷区議会会議録第十号六月十五日(水曜日)を印刷した書面
- 【甲4号証】 庁有車運転記録(区長室秘書課) (令和4年4月1日～12月12日)
- 【甲5号証】 区長週間日程表(令和3年3月28日～令和4年4月3日)
- 【甲6号証】 区長週間日程表(令和4年4月3日～12月18日)
- 【甲7号証】 行政情報一部開示決定通知書(令和4年12月9日)
- 【甲8号証】 平成27年6月17日判決言渡(平成26年(行ウ)第117号公金支出金返還請求事件(住民訴訟))
- 【甲9号証】 外国旅費請求内訳書兼領収書(区職員5名分)

4 請求の要件審査

(1) 本件請求について
 本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和5年2月13日付でこれを受理した。

(2) 補正について
 監査委員は、請求人に対し、令和5年2月27日付4世監第202号をもつて、本件請求のうち前記請求の要旨⑥「旅費の宿泊料について実費を超過していることについて」において住民監査請求の対象とする行為について、特定の財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)であることを認識することができる程度に個別の、具体的に指示し、また、当該行為等が複数である場合には、各行為等を他の行為等と区別して特定認識することができる程度に個別の、具体的に指示した書面を、令和5年3月8日までに提出するよう補正を求めた。請求人は、同年3月9日、補正書を提出した。

(別紙) 補正書

- 【別紙1】 行政情報開示請求書(2022年12月19日)
- 【別紙2】 最高裁平成16年12月7日判決文(旅費不当支出)
- 【別紙3】 行政情報一部開示決定通知書(令和5年1月19日)

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求における監査対象事項は次のとおりである。

「区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用」「松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用」「タクシーを用いた帰宅について」「旅費の宿泊料について実費を超過していることについて」に関する行為が、違法又は不当な財務会計上の行為にあたるかどうか。

以降において、請求の要旨に記載の①ないし⑥は、それぞれ「監査対象事項①」「監査対象事項②」「監査対象事項③」「監査対象事項④」「監査対象事項⑤」「監査対象事項⑥」と記す。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部
区長室を監査対象部とした。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件請求に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。

(1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象者の見解

① 区長公用車使用に対する基本的な考え方
 地方自治法第148条は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」と定めており、区長は、昼夜を問わず世田谷区に赴いて、管理、執行する権限を持ち、義務を負っている。この管理、執行の権限、義務を円滑に遂行するためには、移動の際の手段として、区においては、区長の車両の専用を認めている。

区長は、その職務の性質上、通常の公務をはじめ、緊急時においても連絡調整や指示等を迅速に行う必要があるため、常に連絡がとれる体制を整えることが基本となる。そのため、防災行政無線を自宅に設置するほか、区長公用車にも防災行政無線を配備し、公用携帯電話の所持や連絡体制を整備するなど、自宅に限らず、公用車での移動中を含め、様々な場所において効率的な事務執行が可能となる体制を確保している。

また、区長の移動においては、出発地から目的地までの安全性を確保すると共に、多くの公務日程を時間どおりに執行する必要があり、移動の安全性・迅速性を確保する観点から、経路や交通手段を決定している。

このようなことから、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合は公用車を使用することとしており、自宅への送迎のほか、公務と公務外又は公務外から公務との切り替え時においても合理的な方法及び日程管理により公用車を運用している。

区長は、主たる生活の本拠地を区内の代沢に置き、資料整理や予定の状況により狛江市内の自宅も利用している。このことは、平成28年6月15日定例会において、世田谷区総務部長から答弁しておりすでに明らかにされているところである。

狛江市内の自宅も日常生活の拠点であることから、どちらの自宅から移動しても問題ないものと考えている。また、個人事務所についても、区役所に近い松原にあり、活動拠点の一つとして公務でも活用している。公用車の運行については、これまでも区長と十分な打ち合わせをし、運行記録等により適切に管理、運行を行ってきたところ、これまでの管理運用の実態を踏まえて、改めて明文化することで区民にわかりやすくご理解いただけるよう本件基準を策定し、令和4年10月にこれを施行した。なお、本件基準については当然、これまで同様、区長が二か所の自宅を利用してはいる状況を踏まえて策定しており、二か所の自宅から公用車を用いて移動しても何ら問題がないものと考えている。

また、タクシーについては、公務が夜間に及ぶ場合など、運転手の体調管理、合理性等を踏まえ、公用車の代替手段として使用している。

② 請求人の主張について
 ア 監査対象事項①ア～カについて
 通勤届は、「職員の給与に関する条例」第12条の通勤手当の支給のため、「職員の通勤手当支給規程」第3条に基づき届出されるもので、特別職は「世田谷区区長等の給料等に関する条例」第5条により職員の例

と同様の手続きが定められている。

通勤届は通勤手当の支給のために必要な書類であり、区長においても職員と同じく公共交通機関や自転車などの自己所有の交通手段も通勤手段となりうるが、現在区長は常態として公用車を用いて移動していることから、通勤届は公用車として届け出ているものであり、通勤手当は支給されていない。このことから、通勤届の住所がどのように記載されているかにかかわらず、本件に関して給与制度上の問題は生じていないものと認識している。

また、請求人は、区的一般職員を引き合いに出し区長の公用車使用の不当性を主張するところ、区長と一般職員とはその権限、職責が全く異なるのであって、同等に論ずることができないことは明らかである。

なお、請求人は、狛江市の自宅からの出勤を問題として指摘しているが、①で述べたとおりどちらの自宅から出勤しても問題ないものと考えている。

イ 監査対象事項①キ～クについて
 本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、法の定める監査請求期間（1年）を経過した後には提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には当たらないと考える。

ウ 監査対象事項②ア～イについて
 本件基準は、公用車の使用について、①区長の自宅及び公務を行う場所（以下「公務場所」という。）の間の移動であることとしている。本件基準は、区長が二か所の自宅を利用している状況を踏まえて策定しており、二か所の自宅から公用車を用いて出勤しても何ら問題がないものと考えている。

また、請求人は公用車の使用について打合せの必要性は根拠にないものとしており、コロナ禍で以前より対策事項が増え、所管との確認や決定の際に電話やオンラインを使用する機会も多くあり、公用車内の公務はコロナ禍以前に増して日常的に行われている。これまでも公務上の必要性がなければ、公用車を使用せず区長自身で移動している。ただし、公務遂行のために合理的な必要性がある場合は、公用車を運行している。

エ 監査対象事項②ウについて
 狛江市の自宅からの公務での送迎の公用車の使用については、本件基準に基づき運行していることから、ガソリン代等を返還する必要はない。また、本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、

法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には当たらないと考える。

オ 監査対象事項③ア～イについて

請求人は、個人事務所での活動は区長としての立場で行う性質の公務ではなく、個人事務所への移動に公用車を使用するのは違法であると指摘している。

この点、公務か公務外かは、場所ではなく内容で判断すべきものであり、公用車の運行の可否については、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合であるかどうかという本件基準によって判断すべきものである。監査対象部では、個人事務所は区役所からも約1.6km、車では5分ほどの近い距離にあることから、区長本人が収集している様々な資料が自宅同様に備えてあることから、個人事務所については、区長の活動拠点の一つであると考える。

個人事務所では、公務に関わる資料確認や資料整理、電話連絡等を行っている。また、個人事務所は、電話やFAX、住所やメールアドレスも公開されていることから、幅広く世田谷区長として宛てられた資料や書籍も届くため、それらを取りに行くこともある。これまでも個人事務所への公用車の運行については、内容を区長とも十分に確認し、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合であるかどうかという観点から運行の可否を判断している。そのため、公務と関係のない個人事務所での用務については、監査対象部もその内容については関知しておらず、公務遂行上必要のない公用車の運行は行っていない。以上のことから、適切に公用車を運行していると考えられている。

カ 監査対象事項③ウ～エについて

本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には当たらないと考える。

キ 監査対象事項④アについて

上記②オで述べたように、個人事務所で公務を行うこともあり、本件基準第3条各号に該当する場合、公用車の運行を行っている。

ク 監査対象事項④イについて

個人事務所への公務での送迎の公用車の使用については、本件基準に基づき運行していることから、ガソリン代等を返還する必要はない。

また、本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、法の定める請求期間(1年)を経過し提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではないから、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

ケ 監査対象事項⑤ア～ハについて

本件請求のうち、令和3年6月30日のタクシーチケットについては、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には当たらないと考える。

令和3年12月19日の、代沢～喜多見のタクシーチケットについては、代沢の自宅から狛江の自宅の移動に使用していない。当日は、放巻での面会を終えた後、区長週間日程表にない次の面会先である北沢まで移動し、面会が夜間に及ぶことが予想されたため公用車を先に帰行させた。その後、面会を北沢で行い、終了後タクシーが見つかりやすい代沢の茶沢通りまで歩き、タクシーに乗車し狛江の自宅まで移動したものである。放巻、北沢いずれの面会も公務での面会であり、公務先から自宅への移動であるため、タクシーチケットの使用は適切である。

令和4年7月23日の、狛江～代沢のタクシーチケットについては、狛江の自宅から代沢の自宅への移動には使用していない。この日、区長は狛江の自宅からタクシーで移動し、区が開設するシモキタ雨庭広場オープニングイベントに出席している。シモキタ雨庭広場は、代沢5丁目、北沢2丁目、代田5丁目の各地にまたがって位置しており、途中代沢の自宅の経由はなく、シモキタ雨庭広場が位置する代沢下車し、オープニングイベントに出席している。オープニングイベントが主に北沢部分で行うことから、区長週間日程表では、北沢と記載していた。自宅から公務場所への移動であり、タクシーチケットの使用は適切である。

コ 監査対象事項⑥について

本件請求のうち、例示として挙げている「台湾・高雄市との文化交流に関する覚書に基づく派遣事業の実施」については、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請

2 松原の個人事務所への公用車の移動
 庁有車運転記録に記載の「松原」とは、区長の個人事務所の他に「うめとび
 あ (世田谷区立保健医療福祉総合プラザ)」「児童相談所」「梅丘パークホー
 ル (北沢区民会館別館)」がある。請求人の情報開示請求で松原に関する記録
 がなく、と回答したのは、区長週間日程表に予定がなくて急遽運行を行った(新
 型コロナワクチン接種観察など)ため、記録が残っていないことによる。
 区長の個人事務所は政治団体としても届出がある。弁明書に記載している「公
 務の遂行のために合理的な必要性がある場合」とは、移動場所ではなく内容で
 判断しており、個人事務所には区長本人が収集している様々な資料が備えてあ
 り、公務にかかわる資料確認や資料整理、電話連絡、区長へ宛てられた資料や
 書籍を取りに行く行為などはそれに該当すると判断している。滞在時間は内容
 によるが、公務の合同を活用しての活動になるので、長時間にわたることとは
 ないと記憶している。判断材料として参考にしていく過去の裁判の中に東京都知
 事の公用車の使用に関する判例があり、「当該事務所が『知事の活動の一つの
 拠点と考えられることからすれば』、『一旦同事務所に立ち寄ったのも、公的
 活動の一環と推認できこそすれ、これが知事としての立場を離れた私生活領
 域内での行動であったということではできない。』」とされていることから、事
 務所への立ち寄りも公的な活動の一環であると解している。また、公用車の使
 用根拠は本件基準第3条第1号及び第2号が該当すると考えている。

3 タクシーチケットの使用について
 区長は公用車で移動を基本としており、タクシー利用はあくまで公用車の
 代替手段である。利用できるのは、本件基準第3条に規定した内容となる。利
 用に際しては、週毎に秘書課長が運行確認を行い、その後急遽必要となった場
 合はその都度確認を行っている。その場合は必ず秘書課長に連絡を入れるよう
 徹底している。現時点では、後日タクシーチケットの使用を認めない事例
 はない、と記憶している。タクシーの利用及び報告の手続きは、「公用車の使
 用の代替としてのタクシーチケット使用に関する要領(平成21年10月)」
 に定められている。令和3年12月の場合は、代沢の自宅から狛江市内にいる
 区長の住居への利用ではなく、公務である面会の面会が夜間に及ぶことが想定
 されたため、運転手の事情によりタクシーチケットの使用に至った。令和4年7
 月の場合、運転手の事情により公用車の運行ができず、タクシーを利用し公
 務として複数箇所を移動した。

4 その他の事項について
 (1) 事情聴取の中で、以下の点についても監査対象部に確認した。
 ① 事実証明書について
 本件請求の事実証明書として添付された甲2号証及び甲4号証ないし甲
 7号証と合致する行政文書についてなされた開示請求は、全件とも受付日
 から30日以内で開示決定がされている。

求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたとはいえないから、
 監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不
 適法なものである。
 また、本件請求のうち、すべての職員を対象とした、1年以内の旅費
 の支給のうち、宿泊料の定額支給を受けたものについて、宿泊料実費よ
 りも受け取り額が超過しているケースを対象とすることについては、個
 別的かつ具体的に対象が特定されていないため、回答しかねるものではあ
 る。

第3 監査対象部への事情聴取等
 本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。そ
 の要旨は以下のとおりである。

1 狛江市内にある区長の住居からの通勤
 区長公用車の使用の判断について、これまでも過去の裁判例等を参考にした
 監査対象部としての運行の考えはあつたが、判断基準として対外的に公表され
 ているものがなかった。このため、明文化することによって区民にわかりやすく理解
 されるよう、令和4年10月に本件基準を策定した。策定にあたっては過去の
 裁判例や以前の判断を基としているため、策定後は方向性や考え
 変更はない。区長の自宅の定義としては、主たる生活の本拠地、日常活動の拠
 点と解釈し、代沢も狛江も、本件基準第3条に規定する自宅として公用車の運
 行を行っている。現在、連絡体制の整備として、防災行政無線は狛江市内にあ
 る区長の住居にも設置している。

庁有車運転記録(監査請求期間(1年))にある「狛江市」は、狛江市内に
 ある区長の住居であるが、「狛江市-狛江市」と連続している記録は、狛江市
 内にある区長の住居から狛江市内の医療機関に立ち寄り、その後公務へ移動し
 たもので、その運転記録は7回ある。普段、通院については区長自身で行って
 いるが、公用車を利用しなければスケジュール的に通院時間が確保できない場
 合に限って、朝の通勤途中に医療機関に立ち寄り、その後の公務への移動のた
 め公用車を使用している。監査対象部では、過去の監査請求記録で医療機関へ
 の立ち寄りは社会通念上許される範囲のものとの事例を参考に、効率性を考慮
 し、本件基準第4条第4号「区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に
 係る事務の遂行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事情があるこ
 と。」に該当するとして運行している。

弁明書で説明しているとおり、公用車の運行は、自宅への送迎のほか、公務
 と公務外の場所、またその逆の移動がある。根拠としては、本件基準第3条第
 4号に該当するものと考えている。第4号の「やむを得ない事情」とは、公務
 と公務外の切り替えを適切に行うための移動である場合、車中を利用しなけれ
 ば通常の区長の責務を果たすことが困難であり、公務を車中で行っている場合
 などと認識している。また、公務での移動は基本的に随員が同行する。

該当	開示請求日	受付日	開示決定日
甲2号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲4号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲5号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲6号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲7号証	2022年11月11日	2022年11月12日	2022年12月9日

- ② タクシーチケットの支払い
ア 令和3年6月30日利用 (令和3年7月1日報告)
 支払日 令和3年8月31日
イ 令和3年12月19日利用 (令和3年12月20日報告)
 支払日 令和4年2月21日
ウ 令和4年7月23日利用 (令和4年7月25日報告)
 支払日 令和4年9月26日
- ③ 公用車の運行の判断にあたり参考とした判例
ア 東京都知事の公用車使用に関する判例 (平成20年2月8日東京地裁判決)
イ 東京都知事の公用車使用に関する判例 (平成20年5月28日東京高裁判決)
ウ 都議会議長専用公用車の私的利用を違法・不当としてその利用に要した経費の返還を求める住民監査請求監査結果 (平成17年11月10日)
エ 新潟市住民監査請求結果 (新監査公表第13号、平成29年1月13日)
- (2) 本件請求には、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用と記載されているが、これは、タクシーチケット使用報告書に記載の報告年月日であり、実際にタクシーを利用しているのは以下の年月日であることを確認した。
① 令和3年7月1日報告 → 令和3年6月30日利用
② 令和3年12月20日報告 → 令和3年12月19日利用
- (3) シモキタ雨庭広場の住居表示は、令和4年5月1日に、代次5丁目34番11号に決定されている。

第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

- (1) 本件請求のうち、監査対象事項⑥旅費の宿泊料について実費を超過していることについて超過分の返還を求める旨の請求は、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

- (2) 本件請求のうち、以下の部分は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

- ① 監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求
- ② 監査対象事項⑥のうち、令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求
- (3) 請求人のその余の請求は、いずれも理由がないと認める。

2 理由

- (1) 監査対象事項⑥ (旅費の宿泊料)について実費を超過していることについて

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができ、その程度に個別の、具体的に提示することを要する。また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別の、具体的に提示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に提示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右平成2年6月5日判決(最高裁判所民事判例集44巻4号719頁)。
これを本件についてみると、職員らに対する旅費の支給は、その性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合に該当しないから、各行為等を他の行為等と区別して特定認識でき、るよう個別の、具体的に提示することを要するところ、監査対象事項⑥に係る本件請求には、「世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対象とする。」との記載があるのみであり、本件請求及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができ、その程度に個別の、具体的に提示されたものとはいえない。

また、監査委員は、請求人に対し、令和5年2月27日付4世監第202号をもって、本件請求のうち「旅費の宿泊料について実費を超過していることについて」において住民監査請求の対象とする行為について、特定の財務

体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決(裁判集民事154号共7頁))。そして、当該行為が秘密裡にされた場合に限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、上記の趣旨を貫くのは相当でないというべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁判所第三小法廷平成14年9月17日判決(裁判集民事207号111頁))。

そして、普通地方公共団体の住民に要求される相当の注意力の程度とは、前記のような地方自治法第242条第2項の規定の趣旨からすれば、受動的に知った情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でも知り得る状態に置かれた情報については、情報公開条例に基づく公開請求をするなどとして、積極的に調査することが要求されるものと解するのが相当である。

以上は、地方自治法第283条第1項により、特別区である世田谷区について適用される。

これを本件についてみると、監査対象部への事情聴取等によれば、監査対象事項①ないし⑥に係る本件請求に関し事実証明書として添付された行政文書は、インターネット等で入手が容易な甲3号証と甲8号証を除き、いずれも「世田谷区情報公開条例」に則った情報開示請求によって入手可能であり、また、甲2号証、及び甲4号証ないし甲7号証と合致する行政文書について、また、甲2号証は、いずれも開示請求の受付日から30日以内に開示決定がなされたと認められる。その他に、請求人から正当な理由に関する主張はない。

以上からすると、区民が相当の注意力をもって調査すれば、当該行為等があった日から2か月を経過したころまでには、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為等の存在及びその内容を知ることができると認められる。したがって、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用については、その存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたというだけではできず、それらの行為の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であると認められる。

これに対し、請求人は、監査対象事項①ないし④のうち、令和3年度分の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用は、いずれも令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、当該認定は令和4年10月に行われていることを理由とし

会計上の行為又は怠る事実であることを認識することができる程度に個別別的、具体的に摘示し、また、当該行為等が複数である場合には、各行為等を他の行為等と区別して特定認識することができる程度に個別別的、具体的に摘示した書面を、令和5年3月8日までに提出するよう補正を求めたところ、請求人は、同年3月9日提出の補正書をもって、「令和4年12月に[]が請求を行った、行政情報の開示請求(別紙1と同旨のもの)の対象となる出張に係る宿泊料の支給」と補正した。しかし、補正においては「別紙1」として引用される行政情報開示請求書が対象とする出張とは「令和元年4月から翌年3月と、令和4年4月以降の、全職員の出張(宿泊料を伴うものに限る。)」のうち、宿泊料を事実ではなく「定額」で支給したものであると解され、補正によっても、特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別別的、具体的に摘示されたものということができる。

したがって、本件請求のうち、監査対象事項⑥旅費の宿泊料について実費を超過していることについて超過分の返還を求める旨の請求は、請求の特定を欠き、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2) 監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求について

地方自治法第242条第2項は、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わってから1年を経過したときは、これをすることができないとし、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとする、としている。そして、本件請求は令和5年2月13日に提出されたものであるから、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、いずれも当該行為のあった日から1年以上が経過した後になされたものである。そこで、それら請求が、当該行為のあった日から1年以上が経過した後になされたことについて「正当な理由」があるかを検討する。

地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのは相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わってから1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしている。同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団

て、地方自治法第242条第2項の要件を充足すると主張する。しかしながら、前記の地方自治法第242条第2項の規定の趣旨から、当該行為等についての議会における決算の認定が本件請求の1年以内に行われていること、同条同項にいう「正当な理由」となるものではない。また、議会の決算認定は財務会計上の行為ではないから、議会の決算認定自体を住民監査請求の対象とすることはできない。

以上より、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用が違法又は不当であることを理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不違法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

なお、監査対象事項⑥のうち、令和3年12月19日のタクシー利用は、本件請求のあった日から1年以上前の行為である。しかしながら、同日のタクシー利用に係るタクシー一代の支払日は令和4年2月21日であり、このタクシー一代の支払日をもって地方自治法第242条第1項にいう公金の支出と捉えれば、本件請求は当該行為の日から1年を経過する前に行われているから、監査対象事項⑥のうち、令和3年12月19日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求については、地方自治法第242条第2項の要件を充足し、適法であると解し、監査を実施することとした。

(3) 監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性

本件請求のうち不違法として監査を実施しないこととしたものを除いた、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月14日以降の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、並びに監査対象事項⑤のうち、令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求について、以下に検討する。

① 監査対象事項① (区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前) について)

世田谷区においては、区長は公用車 (以下「区長車」という。) を専用するものとされている (世田谷区自動車等の管理に関する規程 (以下「公用車管理規程」という。) 第5条)。区は、区長に区長車を専用させる趣旨を、区長が区の事務を管理しこれを執行する権限及び義務を円滑に遂行するためであるとし、区長の職務の性質上、緊急時においても連絡調整や指示等を迅速に行う必要があるほか、区長車にも防災行政無線を配備し、公用携帯電話の所持や連絡体制を整備するなど、自宅及び区長車での移動中を含め、様々な場所において効率的な事務執行が可能となる体制を確保している。また、区長の移動においては、出発地から目的地までの安全性を確保すると共に、多くの公務日程を時間どおりに執行する必要がある。移動の安全性・迅速性を確保する観点から、道路や交通手段を決定しているとする。区長は、区を統轄してこれを代表し (地方自治法第147条) とす。区は、区を統轄してこれを代表し (同法第148条)、その職務は多岐にわたる (同法第149条参照)。また、特別職の公務員であって、勤務時間

や休暇が定められておらず (地方公務員法第3条第3項第4号、第4条第2項参照)、公務が一般職の公務員の勤務時間外や休日に行われることも少なくないと考えられることなどに鑑みれば、区長に公用車を専用させる趣旨及び目的は正当なものと認められることができる。

そして、令和4年10月の本件基準算定前は、区長車について特別の定めはないから、公用車管理規程が適用されると解され、区長車については、その使用時間に制限はなく (公用車管理規程第6条)、使用手続も使用基準も定められていない (公用車管理規程第7条) のであるから、区長車をいついかなる目的、方法及び態様で使用するかは、専ら区長の判断に委ねられていたものと解される。

もっとも、地方公共団体はその事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を挙げようとしなければならないとする地方自治法第2条第14項、及び地方公共団体の経費はその目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとする地方財政法第4条第1項の趣旨、並びに公用車は「公用に供するものをいう」 (公用車管理規程第2条第3号) とされていることからすれば、区長が公務を遂行するために必要としない区長車の使用については、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となすというべきである。

以上の観点からすれば、区長の生活の本拠としての自宅への送迎における区長車の使用は、公務と公務外との切り替え時においても効率的な事務執行が可能となる体制を確保し、移動の安全性・迅速性を確保するという公用車専用の趣旨に鑑みてその合理性を認めることができる。そして、生活の本拠としての自宅であるか否かは、その実態において決せられるべきであり、生活の本拠としての実態がある限り、一つに限定されるものではないと解される。

これを本件について見ると、狛江市内にある区長の住居は、区内の代沢の住居とともに区長の生活の本拠であると認められ、また防災行政無線も設置されているというのであるから、狛江市内にある区長の住居への送迎における区長車の使用は、公用車専用の趣旨に照らしてその目的、方法及び態様において合理性を認めることができる。

これに対し、請求人は、公用車の支給は通勤手当の代替であり、区長が通勤届において住居として届け出ているのは区内の代沢の住居であるから、狛江市内にある区長の住居への送迎は公用でなく、通勤手当の代替である公用車を利用することは違法であるとす。しかしながら、区長に区長車を専用させる趣旨は上記のとおりであって、区長車の専用は通勤手当の代替ではなく、また、通勤届は、「職員の給与に関する条例」第12条の通勤手当の支給のため、「職員の通勤手当支給規程」第3条に基づき届出されるものであるところ、特別職である区長も「世田谷区区長等の給料等に関する条例」第5条により職員の例と同様の手続が定められていることから、通勤手当の支給のために必要な書類として通勤届を提出したものであり、かつ、区長には通勤手当は支給されていないと認められるから、区長が通勤届において住居として届け出ているのが区内の代沢の住居であるからといって、生活の本拠と認められる狛江市内にある区長の住居への

② 監査対象事項② (区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降) について)

区は、令和4年10月、区長車の適正かつ効率的な使用に関し必要な事項を定めることを目的として本件基準を策定し、以後は本件基準に則り区長車を使用している。そして、本件基準第3条第1号により、区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動において区長車を使用することを認めている。

公務と公務外との切り替え時においても効率的な事務執行が可能となる体制を確保し、移動の安全性・迅速性を確保するという公用車専用の趣旨に鑑みれば、本件基準第3条第1号にいう「自宅」とは、区長の生活の本拠をいうものと解するのが相当であり、また、生活の本拠としての自宅であるか否かは、その実態において決せられるべきであり、生活の本拠として、前述のとおり、狛江市内にあり、区内の代沢の住居とすると、前述のとおり、狛江市内にある区長の住居は、区内の代沢の住居とともに区長の生活の本拠であると認められる。

以上から、狛江市内にある区長の住居への送迎における区長車の使用目的、方法及び態様において合理性を認めることができ、その結果、本件基準を充足するものであり、公用車専用の趣旨に照らして、その送迎における公用車の使用は、違法又は不当であると認められない。

また、令和4年10月以降も、狛江市内にある区長の住居から医療機関を經由して公務場所へ移動するに際して区長車を使用している事実が2回認められるが、①において述べたとおり、かかる使用は、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまで言うことができず、本件基準第3条第4号に定める「やむを得ない事由」に該当すると認められる。

以上から、令和4年10月以降において、狛江市内にある区長の住居から医療機関を經由して公務場所へ移動するに際して区長車を使用することは、本件基準を充足するものであり、違法又は不当であると認められない。

③ 監査対象事項③ (松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前) について)

所管部からの事情聴取等から、庁有車運転記録(甲2号証、甲4号証)に「松原」と記載されている場所には、「うめとびあ(世田谷区立保健医療福祉総合プラザ)」、「児童相談所」、「梅丘パークホール(北沢区民会館別館)」の他に、請求人の主張のとおり、区長の個人事務所が含まれていると認められる。

前述のとおり、区長車をいついかなる目的、方法及び態様において使用するかは、専ら区長の判断に委ねられており、区長が公務を遂行するためにおよそ必要のない区長車の使用に限り、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となるというべきである。これを本件について見ると、区長の個人事務所への移動について、監査対象部は、個人事務所には区長本人が

送迎が違法又は不当となることとはできず、請求人の主張は採用することができない。

以上から、狛江市内にある区長の住居への送迎における公用車の使用は、公用車専用の趣旨に照らしてその目的、方法及び態様において合理性が認められ、違法又は不当であるというところではない。

なお、監査の結果、令和4年2月14日以降の庁有車運転記録(甲2号証、甲4号証)のうち、「狛江市-狛江市」と連続している記録が令和4年2月14日以降、令和4年9月までの間に5回あることが判明し、これら5回の移動は、いずれも狛江市内にある区長の住居において区長が区長車に乗車後、狛江市内の医療機関に立ち寄り、その間区長車は近隣において待機し、診察終了後公務場所へ移動したものであると認められた。そこで、狛江市内にある区長の住居から医療機関を經由して公務場所へ移動するに際して区長車を使用することが違法又は不当であるかを検討する。

前述のとおり、区長車をいついかなる目的で使用するかは、専ら区長の判断に委ねられており、区長が公務を遂行するために必要のない区長車の使用に限り、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となるというべきである。

これを本件について見るに、区は、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合に区長車を使用することとし、過去の裁判例等も参考にしつつ、自宅への送迎のほか、公務と公務外又は公務外から公務との切り替え時においても合理的な方法及び日程管理により区長車を使用していることとあり、また、令和4年10月に策定した本件基準は、過去の裁判例や従前の判断を基としており、本件基準の策定前と策定後において区長車の使用に関する方向性や考えに変更はないこととあるから、本件基準策定前においても、本件基準第3条第2項の定めに基づいて、区長車の使用により公務が円滑かつ安全に遂行することができると認められる。

そして、通勤途中で診察・治療のため医療機関に立ち寄ることは日常生活上必要な行為であると認められること、当該医療機関は、狛江市内にあり区長の住居から車で10分弱の距離にあること、医療機関において診察・治療に要する時間はそれほど長時間ではないと同時に、各機会において所要時間がまちまちであって事前に想定しておくことが困難であるから、医療機関において診察・治療している間その近隣で区長車が待機し、終了後速やかに区長車で公務場所に向かう体制を整えておくことは、区長に公用車を専用させる趣旨及び目的に鑑みて合理性があると認められることとからすれば、狛江市内にある区長の住居から医療機関を經由して公務場所へ移動するに際して区長車を使用することは、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまで言うことはできず、区長の裁量権を濫用、逸脱するものというところではない。

以上から、狛江市内にある区長の住居から医療機関を經由して公務場所へ移動するに際して区長車を使用することは、違法又は不当であると認められない。

収集している様々な資料が備えてあり、公務にかかわる資料確認や資料整理、電話連絡、区長へ宛てられた資料や書籍を取りに行くなどの目的で行われるものであって、区長の公的な活動の一環であると解しており、個人事務所に向かう際には、秘書課長がその都度目的を確認し、また滞在時間や長時間に向かうことはないとする。区長は、区を統轄してこれを代表し、区の事務を管理しこれを執行するものであって、その職務は多岐にわたる。勤務時間や休暇が定められていないことに加え、区長は選挙によって選ばれることなどに鑑みれば、区民の声を区政に反映させる区長としての活動は多様な形態を取り、また、その活動場所も庁舎内に限られるものではない。上記事実からすれば、区長の個人事務所は区長の活動の一つの拠点となる以上、この事務所での活動は世田谷区長としての立場で行う性質の公務ではないとすると、以上述べたところから妥当でない。

以上から、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまでいえることはできず、区長がその裁量を逸脱、濫用したものということができる。したがって、違法又は不当とは認められない。

④ 監査対象事項④ (松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降) について)

本件基準第3条第1項は、区長の自宅及び公務場所の間の移動(第1号)、区長が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間の移動(第2号)、区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の遂行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合(第4号)に区長車を使用することができるとする。そして、③において述べたことかからすれば、区長の個人事務所は公務場所またはこれに準ずる場所と解することができるから、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、同条同項第1号、第2号又は第4号に該当し、公用車専用の趣旨に照らし、その目的、方法及び態様において合理性を認めることができる。以上から、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、令和4年10月以降においても、違法又は不当とは認められない。

⑤ 監査対象事項⑤ (タクシニーを用いた帰宅について)

区長のタクシニー利用については特段の規定がなく、「公用車の使用の代替としてのタクシニーチケット使用に関する要領(平成21年10月)」(以下「本件要領」という。)が適用されると解される。そこで、区長のタクシニー利用は、本件要領第3条の定めにより、その緊急性、効率性及び経済性並びに区長の健康管理面等の観点から判断して、合理的な範囲内で認められることとなるが、既に述べたような区長が担う職務の性質、内容等に照らせば、区長車使用の代替としてのタクシニーの利用は、区長の合理的な判断に委ねられていると解される。また、本件要領第3条第2項は、「旅行先から直接帰宅する場合のタクシニー利用については、原則として旅

行先から合理的な帰宅経路上の最寄り駅までとする。」と定めるが、区長の生活の本拠としての自宅への送迎に区長車の使用が認められることからすれば、区長車使用の代替としてタクシニーを利用することが、その目的、方法及び態様において不合理でない限り、公務場所から直接帰宅する場合においても、区長の生活の本拠としての自宅までタクシニーを利用することができるものと解すべきである。

これを本件について見ると、まず令和3年12月19日のタクシニーの利用について、請求人は、区内の代々の住居から狛江市内にある区長の住居への移動であると主張するが、監査対象部の弁明及び事情聴取等から、北沢での公務終了後、タクシニーを見つけてやすい場所まで移動し、狛江市内にある区長の住居に帰宅した際のものであると認められる。そして、公務場所から狛江市内にある区長の住居への帰宅は区長車を利用することができることころ、同日において、区長車ではなくタクシニーを利用した理由は、公務の予定が夜間に及ぶことが想定されたため、運転手を帰庁させたことによることであるから、区長車の代替としてのタクシニーの利用の方法及び態様として不合理であるということではできない。また、令和4年7月23日のタクシニーの利用について、請求人は、狛江市内にある区長の住居から区内の代々の住居への移動であると主張するが、監査対象部の弁明及び事情聴取等から、狛江市内にある区長の住居から公務場所であるシモキタ雨庭広場が位置する代々まで移動した際のものであると認められる。そして、狛江市内にある区長の住居から公務場所への移動は区長車を利用することができることころ、同日において、区長車ではなくタクシニーを利用した理由は、当日運転手の事情により区長車を利用できなかったことによることであるから、区長車の代替としてのタクシニーの利用の目的、方法及び態様において不合理であるということではできない。

以上から、令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシニーの利用は、いずれも区長がその裁量を逸脱、濫用したものということではできず、違法又は不当であるとは認められない。

3 結論

よって、本件請求のうち、監査対象事項⑥(旅費の宿泊料について実費を超過していること)について超過分の返還を求める旨の請求は、請求の特定を欠き、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととし、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシニー利用が違法又は不当であることと理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととし、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月14日以降の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、並びに監査対象事項⑤のうち、令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシニー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、いずれも理由がないと判断した。



世田谷区職員措置請求書
世田谷区史に関する諸区議会の要請
第一 請求の内容

(1) 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前)

①通勤届で届け出た住所から区役所までの通勤が公用である

職員の給与に関する条例によると、世田谷区の職員は通勤手当を「給与」

の一環として支給されることとなっているところ、これは区長についても

通常の職員と同じ取り扱いであることから、区長の通勤手当も「給与」であ

る。この通勤手当の対象となる通勤距離は、通勤届に記載された職員の住居

から勤務先までに至る最短の経路でなければならぬ¹⁾。また、住居の欄は1

つに限られることから、2以上の住居を起点に通勤手当を受けけることはでき

ないか、仮に受けられるとしても2以上の住居を記載しなければならない。

当然のことながら、一般の職員が通勤届で届けている自宅ではない別荘か

ら通勤したとしても、その別荘から区役所までの通勤にかかる費用を、世田

谷区が負担することはない。

②区長は世田谷区代沢から区役所までの通勤が公用である

¹ 職員の給与に関する条例：昭和26年10月11日条例第11号第2条

² 世田谷区長等の給料等に関する条例：昭和47年6月30日条例第19号第4条

³ 職員の通勤手当支給規程：昭和33年8月1日訓令甲第5号第2条

4 意見

区は、区長に区長車を専用させることについて、区民の理解が得られるよう努めなければならず、また、区長は、区長車を専用させる趣旨を理解のうえ、適切な基準に従ってこれを使用することが求められる。

しかるに現在、本件基準第3条第1項第1号に規定される「区長の自宅」として取り扱う場所を定める手続が存在しない。しかしながら、「区長の自宅」として取り扱う場所が適切に定められていないければ、区長車の使用が本件基準に合致するか否かの判断が恣意的なものとなるおそれがある。したがって、同条同項号に規定される「区長の自宅」として取り扱う場所を定めるにおいて、予め所定の方式に従って届け出させるなどの適切な手続を整備しておくことが望ましい。

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

【甲1号証】 世田谷区長保坂展人 通勤届

【甲2号証】 庁有車運転記録(区長室秘書課) (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【甲3号証】 平成二十八年第二回定例会世田谷区議会会議録第十号六月十五日(水曜日)を印刷した書面

【甲4号証】 庁有車運転記録(区長室秘書課) (令和4年4月1日～12月12日)

【甲5号証】 区長週間日程表 (令和3年3月28日～令和4年4月3日)

【甲6号証】 区長週間日程表 (令和4年4月3日～12月18日)

【甲7号証】 行政情報一部開示決定通知書 (令和4年12月9日)

【甲8号証】 平成27年6月17日判決言渡 平成26年(行ウ)第117号公金支出金返還請求事件(住民訴訟)

【甲9号証】 外国旅費請求内訳書兼領収書(区職員3名分)

(別紙) 補正書

【別紙1】 行政情報開示請求書(2022年12月19日)

【別紙2】 最高裁平成16年12月7日判決文(旅費不当支出)

【別紙3】 行政情報一部開示決定通知書(令和5年1月19日)

なお、事実証明書及び別紙の各標目については、添付は省略した。

る勤務地ではない場所からの恒常的な通勤を認め、かつ、それに対する補助を区が行っていることは極めて妥当性に欠け、不当である。

もしかりに、区長公用車は通勤手当の代替ではないという論を採用する場合であったとしても、不当な補助であるという結論は変わらない。

自宅を2か所指定できる規則や条例がない以上、仮に区長ではない一般職員が、通勤届で届けている自宅以外の別荘から勤務しているにもかかわらず、「給与」として自宅からの通勤手当を受給し続けているのであれば、給与の違法支払・不公正受給にあたる。そのため、「懲戒処分の指針」に基づき、減給又は戒告となる。このことから、通勤届で届けている自宅以外の別荘からの勤務は正当な「公用」ということとできない。公用車は、世田谷区の条例で「公用に供する」と定められている以上、上述のような正当な「公用」といえない行為に対して公用車を利用することはできない。

いずれにしても、通勤届で届け出ている勤務地ではない場所からの恒常的な通勤を認め、かつ、それに対する補助を区が行っていることは極めて妥当

4 懲戒処分の指針：2世人第3号令和2年4月1日

第2(7) 給与の違法支払・不公正受給

故意に法令等に違反して給与を不正に支出した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

5 世田谷区自動車管理に関する規程：昭和40年6月1日訓令甲第38号第2条

世田谷区区長保坂展人氏は、通勤届の住居として世田谷区代沢のみを届け出ている(甲1号証)。そのため、世田谷区による保坂氏による通勤に対する金銭的補助は、世田谷区代沢から勤務庁である世田谷区役所までの最短の経路に對するものが限度となる。

③通勤手当という「給与」の代わりに区長車という交通用具が支給される

通勤届によれば、保坂氏の通勤手当の代替として区長公用車という交通用具が支給されている。

④代沢ではない別荘からの通勤に対して区は補助することはできない

①から③を踏まえると、区長公用車は通勤手当の一形態である以上、通勤の場面上においては、世田谷区代沢から勤務庁である世田谷区役所までの間しか使用が認められない。

⑤狛江市の別荘からの通勤に対して区から補助を受けていることは不当

しかしながら、保坂区長は狛江市南岩戸の別荘から令和3年度には259回も出勤または退勤していることが確認できる(甲2号証)。これは、年間の過半数に及ぶものであり、一時的なものとも異なる。通勤届で届け出ている

性に欠け、不当である。

⑥ガソリン代・運転手の超過勤務手当の支出は少なくとも損書である

届け出のない狛江市の別荘への不当な通勤送迎をするために、公用車は

- 1) 出勤時：区役所出発してから狛江市で区長を拾い、区役所に戻る
 - 2) 退勤時：区役所で区長を乗せたのち狛江市で下ろし、区役所に戻る
- という工程を余儀なくされており、代沢と区役所の間を送迎するよりも、ガソリン代と運転手の超過勤務手当が多く計上されていると考える。

⑦監査請求の対象期間について

直近1年間の使用に加えて、令和3年度分についても監査を求める。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。

⑧区長は区に対して不当に得た利益を返還する必要がある

⑦の期間の狛江市からの通勤に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、区長以外の区役所職員には認められていない2つ以上の住所からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

(2) 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降)

① (1) ①から⑤に加え、「区長公用車の使用に関する基準」に反している
同基準では、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」に区長車を利用できるとされる。

区的一般職員であれば、家が2つあることを理由に、別荘からの通勤手当を受けられるわけではなく、あくまでも通勤届で記載した唯一の自宅からの通勤に対して補助を受けられる制度である。(1) ①のとおり、区の職員と区長でその性質は変わらない。

この自宅の位置は、保坂区長自らが通勤届により、世田谷区代沢を指定している。よって、自宅として届出ていない狛江市からの移動に公用車を使用することは、上記基準に照らして基準に反した不適法なものである。

②狛江からの利用は「区長公用車の使用に関する基準」の例外に当たらない

同基準では「区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の遂行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある」場合には、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」以外にも公用車を使用できると定める。そこで、狛江からの送迎が「やむを得ない事由」にあたるかが問題となる。

(ア) 無線の配備は根拠にならない

かつて区議会で公用車の使用が問題になったとき、区長が昼夜を問わずに公務に対応する必要性と、区長公用車に防災行政無線が配備されていることを基に、世田谷区は公用車で狛江からの送迎を正当化した答弁を行っている(甲3号証)。しかし、この論拠を完全に認めてしまうと、区長という地位にあり続ける以上は、例えば公務と公務の間で公用車を利用することまで正当化されてしまうため、「区長公用車の使用に関する基準」がすべて空文化してしまうことになり、立法趣旨に反する。よって、区議会で世田谷区が主張した理由は、公用車の利用の正当化自由とはなり得ない。

上記を踏まえると、公用携帯電話の所持や連絡体制が整備されている(甲3号証)以上、自宅以外からの通勤の際に、区長と世田谷区の連絡手段は担

保されていると考えられるので、狛江からの公用車による送迎が「やむを得ない事由」と言えない。

(イ) 打合せの必要性は根拠にならない

保坂区長は、週刊誌の記事に対し、公用車を用いて政治家の講演に向かった際に「車中で区政に関する連絡及び相談をする必要があったため」公用車を使用したと説明をしている。しかし、区政に関する連絡及び相談は、この移動中でなければできないという特段の事由がない限りは、その論拠として認めるべきではない。区長の登庁時間や退庁時間が、社会通念に照らして、必ずしも朝早すぎたり、夜遅すぎたりしているわけではない(甲2号証と甲4号証：公用車配車記録における稼働の開始と終了時間)。また、公務も休日等が見取れる(甲5号証と甲6号証：区長週間日程表)。在庁時間中に打ち合わせを行うことができる以上は、公用車の中で打ち合わせをしなければならない「公務の遂行又は区政に係る事務の遂行に支障が出るおそれ」があるといえないので、打ち合わせの必要性は「やむを得ない事由」と言えない。

また、仮にこの論拠を認めてしまうと、区長という地位にあり続ける以上は、例えば公務と公務の間で公用車を利用することまで正当化されてしまうため、「区長公用車の使用に関する基準」がすべて空文化してしまうことに

なり、立法趣旨に反する。

以上、他の時間帯に打ち合わせができる余地が、現在の区長の出勤体系に照らせば十分にある以上、打合せの必要性は狛江からの公用車による送迎が「やむを得ない事由」と言えない。

③措置要求の内容について (1) ⑥から⑧に同旨

住民監査請求対象期間(直近1年)の狛江市からの通勤に係るガンリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、区長以外の区役所職員には認められていない2つ以上の住所からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

(3)松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以前)

①往訪先が特定できない「松原」から~~×~~への公用車利用が存在する
↳目的別

松原における用務を訪ねた情報公開請求によれば、少なくとも甲7号証に記載された日時の「松原」での用務を世田谷区が把握していない。

これは、東京都世田谷区松原 6-26-15 つるやビル 201 に存在する保坂のぶと事務所に公用車で訪れた日程ではないかと強く推定される。政治家の事務所である以上、この事務所での活動は世田谷区長としての立場で行う性質の公務ではない。

②保坂のぶと事務所への往訪は公務ではなく、公用車の使用は違法である

平成26年(行ウ)第117号 公金支出金返還請求事件(住民訴訟)によれば、市長としての立場で行われたことをうかがわせる証拠のない用務への移動に公用車を使うことは違法だと裁判所から認定されている(甲8号証14ページ)。

本件においても、上記訴訟と同様で、公務ではない用務への移動であるから公用車の使用は違法である。

なお、連絡手段確保の必要性や打合せの必要性が公用車の利用を適法化するのであれば、上記住民訴訟のような公用車の利用の違法認定は行われない

はずである。よって、あくまでも、車中での行動によって違法か適法かが変わる性質のものではないことに注意されたい。

③監査請求の対象期間について

直近1年間の松原への往訪に加えて、令和3年度分についても監査を求めらる。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとす。

④措置要求の内容について

③の期間の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める(甲7号証に記載された日にちに限らない)。
なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

(4)松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以降)

①(3)①②に加え、「区長公用車の使用に関する基準」に反している

同基準では、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」と「公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間の移動」に区長車を利用できるとされる。

しかしながら、松原での用務は公務ではない上に、自宅でもないため、公用車を利用できないことにはならない。

②措置要求の内容について

住民監査請求対象期間(直近1年)の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

(5) タクシーを用いた帰宅について

①問題の説明

世田谷区代沢の自宅から狛江市の別荘への単なる移動は、全く公務ではない私的な行動であり、区の税金を使って移動してよいものではない。しかしながら、実際には世田谷区の税金で契約をしているタクシーチケットを用いて移動したり、公用車で移動したりしている。特にタクシーチケットの請求は区の税金を明確に私物利用している悪質な行為である。

<代沢と喜多見（狛江市との境界で別荘の隠語として使用）との間の移動>

代沢の自宅から区外狛江市の別荘への移動

タクシーチケット使用報告書

報告年月日	令和5年2月26日
使用先	区民 区民
利用区域	代沢～喜多見
使用月日	令和5年2月19日
使用車種	区民
乗車時間	21分00秒
乗車料金	4180円

タクシードライバー情報

氏名	伊藤 啓一
生年月日	1974.08.15
性別	男
所属会社	伊藤タクシー
電話番号	03-5481-1182
住所	東京都世田谷区代沢1-1-1
免許種別	普通自動車
免許取得年月日	2010.08.15
有効期限	2025.08.15
その他	伊藤タクシー

<松原と喜多見（狛江市との境界で別荘の隠語として使用）との間の移動>

区長週間予定表によれば、この日は松原で公務はないため、松原にある保坂展人個人の政治家事務所から区外別荘への帰宅のための移動を公費で経費精算している。

松原の政治家事務所から区外狛江市の別荘への移動

タクシーチケット使用報告書

報告年月日	令和5年7月1日
使用先	区民 区民
利用区域	松原～喜多見
使用月日	令和5年6月30日
乗車時間	21分00秒
乗車料金	4180円

タクシードライバー情報

氏名	伊藤 啓一
生年月日	1974.08.15
性別	男
所属会社	伊藤タクシー
電話番号	03-5481-1182
住所	東京都世田谷区代沢1-1-1
免許種別	普通自動車
免許取得年月日	2010.08.15
有効期限	2025.08.15
その他	伊藤タクシー

区長週間日程表 (令和5年6月27日～令和5年7月4日)

日	前		後	
	時間	場所	時間	場所
11:00	清見野等分譲地、好意譲渡式区民協議室	13:00	報告	
11:30	報告	14:00	報告	
30 水		14:30	報告	
		18:30	講演	オンライン

<11時開始の用務(北沢)の前に、狛江市から代沢の自宅に寄るための移動>

区外狛江市の別荘から代沢の自宅への移動

タクシーチケット使用報告書

報告年月日	令和4年7月25日	課長	橋本
使用者	秘書課	課長	橋本
利用区間	区長代行(出勤)	氏名	栗原 光文
利用区間	代沢-代沢	乗車時間	38分00秒
使用月日	令和4年7月25日	料金	15,700円(乗車料)
使用額	15,700円(乗車料)	用途	区長代行

領収証

No. 1248669084
 金額 15,700円
 発行日 2022年07月23日
 発行店 船橋タクシー

区長週間日程表 (令和4年7月17日～令和4年7月24日)

日	午前		午後	
	時間	場所	時間	場所
23 土	11:00	シキガ尾広場 オープニングイベント 北沢	14:00	教育総合センター 南島山
			14:45	訪問
			15:30	教育総合センター

②刑法における業務上横領にあたる疑いがあり、違法な支出である

上記はいずれも私的な移動であり、別荘からの公用車による出勤よりもさらに一段階悪質性が増している。保坂展人区長本人が私的な移動であることを認知しながら、故意に区を騙してタクシーチケットという公金・公物の請求をしていることが明確である。

刑法

第253条(業務上横領)

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

今回の事例は、

- (1) 業務上：区長としての業務に関連して
- (2) 占有する：区長が世田谷区から預かっていた
- (3) 他人の物：世田谷区という法人が保有するタクシーチケットを
- (4) 横領した：タクシー代を払わないで済むという利益を得た

という点で、刑法253条を満たしていることから、業務上横領が成立する可能性が高く、10年以下の懲役に処される対象である。

なお、鳥取県の類似の例では、タクシー券の私的利用は公金公物処理不適正ではなく、横領にあたる裁判で認定されている。

③ 監査請求の対象期間について

令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用は、利用日から1年間が経過しており、一見すると住民監査請求の対象外のように思われる。しかしながら、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。

④ 措置要求の内容について

帰宅等に関するタクシーの利用について、その利用料を世田谷区に対して返還することを求める。

また、返還を求められない場合であっても、決算の見直し等の、本件の解決のために必要な措置を求める。

(6) 旅費の宿泊料について実費を超過していることについて

① 問題の説明

世田谷区では、「職員の旅費に関する条例」の第42条で出張時の宿泊費の支給は定額払いが実費を上回る場合には返金することを求めている。すなわち、出張旅費は民間企業同様に実費を請求することが結果として原則になっている。

職員の旅費に関する条例

第42条

この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費…を支給しない。

しかしながら、保坂区長は、実費以上の金額を請求・受領している。

たとえば、2019年7月27日～29日の2泊3日をかけて、総額100万円の費用を費やして、台湾へオーケストラコンサートの視察を行った。

- 1. 件名
台湾・高雄市との文化交流に関する費用に基づく派遣事務の経理
- 2. 目的
本年7月28日に台湾・高雄市において、「高雄市交響楽団附設青少年交響楽団(中華台北)」と「台北管弦楽団・オーケストラ」の交換コンサートを実施する。実施に伴い、高雄市との帰郷及び交換コンサートの実施を行う。
- 3. 期・間
令和元年7月25日(木)～7月29日(月)
※世田谷区長及び区長補佐の帰郷期間は、令和元年7月27日(土)～7月29日(月)とする。
※日報は別紙1のとおり。

ここでは、ホテル代が22,200円しかかかっていないにもかかわらず、宿泊費として34,800円を請求・受領している。(保坂区長は7月25日～26日は不参加のため、2泊のみ。)

見積書

株式会社日本旅行
公務員入管高部

世田谷区役所 生活文化部 文化・芸術振興課	台湾
旅行名 台湾(中華民国)交流先視察に伴う業務委託費	
期 間	2019年7月25日(水)～2019年7月29日(月)
人数	1名
期 間	4泊5日(東京都内)
送迎	あり
宿泊	あり
航空	あり
船	あり
バス	あり
レンタカー	あり
タクシー	あり
その他	あり
合計	34,800円

外国旅費請求内訳書兼領収書

(元千7角分)

請求書	20,700円	送迎	1,000円	航空	1,000円	船	0円	バス	0円	レンタカー	0円	タクシー	0円	その他	0円	合計	22,700円
領収書	22,200円	送迎	1,000円	航空	1,000円	船	0円	バス	0円	レンタカー	0円	タクシー	0円	その他	0円	合計	24,200円

上記の見積・請求書から分かるように、保坂区長は実際にかかる金額よりも1万2000円も多くの金額を宿泊費として請求し、かつ、領収している。

なお、保坂区長に随行した職員も実費より多くの支給を受けている(甲9)

5. 経費
 (1) 旅費
 1,053,930円 ※別紙2のとおり
 内訳 202,790円(保坂区長) 200,390円(久米区長) 160,556円(松田区長) 157,482円(大澤区長) 171,556円(岡田区長) 160,556円(橋本区長)

高槻市訪問日程表

日	月日(曜日)	内容	本署
1	令和元年7月25日(水)	大澤区長、松田区長、岡田区長、橋本区長、保坂区長、久米区長等と 10:25 高槻市 2ターミナル集合 12:20 高槻市 高槻市役所(4L5189) 15:20 高槻市 高槻市役所 16:00 高槻市 高槻市役所 移動: 高槻市役所 【宿泊】高槻市	夜 ○
2	7月26日(金)	朝 高槻市 高槻市役所 夜 高槻市 高槻市役所 移動: 高槻市役所 【宿泊】高槻市	朝 ○ 夜 ○
3	7月27日(土)	朝 高槻市 高槻市役所 11:00 高槻市 高槻市役所 PM 高槻市 高槻市役所 夜 高槻市 高槻市役所 移動: 高槻市役所 【宿泊】高槻市	朝 ○ 夜 ○
4	7月28日(日)	朝 高槻市 高槻市役所 AM 高槻市 高槻市役所 15:00 高槻市 高槻市役所 17:00 高槻市 高槻市役所 夜 高槻市 高槻市役所 移動: 高槻市役所 【宿泊】高槻市	朝 ○ 夜 ○
5	7月29日(月)	朝 高槻市 高槻市役所 7:55 高槻市 高槻市役所 9:45 高槻市 高槻市役所 14:25 高槻市 高槻市役所 移動: 高槻市役所 【宿泊】高槻市	朝 ○

号証)。

②超過した宿泊料の受け取りは違法である

「職員の旅費に関する条例」の第42条の詳細を定めた「職員の旅費に関する条例の運用方針等について(依命通達)」の「条例第42条関係第1項」によれば、正規の宿泊料定額を下回る宿泊料金が指定されている場合には、減額して支給(実費支給)しなければならないとされている。にもかかわらず、区長は実費を超えた金額を請求し、かつ、受領している。

職員の旅費に関する条例の運用方針等について(依命通達)

条例第42条関係

第1項

「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次に掲げる場合のように条例の規定どおりの旅費(以下「正規の旅費」という。)を支給することが適当でない場合をいい、その場合においては**旅行命令権者は当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。**

9 宿泊を伴う会議等において、宿泊施設が指定されているため、**正規の宿泊料定額を下回る宿泊料金が指定されている場合には当該宿泊料金を宿泊料として支給するものとする。**

③監査請求の対象について

世田谷区区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、

宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対象とする。

また、1年をよりさかのぼった令和3年度の全ての旅費支給についても、その決算行為は1年以内に行われていることから、決算行為に対して監査請求することとし対象の期間に含める。令和3年度の旅費の支給についても前記同様とする。

④措置要求の内容について

実費ではなく超過して支給されていることは、旅行命令権者たる区長が旅費の調整を行わなかったことが原因であることから、区長がその責任者として区に対して損害賠償(超過旅費の返還)をすることを求める。

また、合わせて、世田谷区が過去に超過で支給してしまった金額を推計し公表することを求める。

さらに、条例について宿泊料の支給の原則を「実費」に変更するように提言を行うことを求める



令和5年3月8日

世田谷区監査委員あて

請求人

補正書

令和5年2月13日付4世監第188号で受け付けられた世田谷区職員措置請求に関して、補正の指示があった件について以下の通り補正する。

補正前

世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対象とする。

補正後

令和4年12月に[]が請求を行った、行政情報の開示請求(別紙1と同旨のもの)の対象となる出張に係る宿泊料の支給。

第二 請求者

住所

[] 世田谷区 []

氏名

[]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年2月13日

世田谷区監査委員あて

補正の趣旨

①補正前の内容に対する指摘への理解

住民監査請求では、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されなければ、これをもって足りるとされている(別紙2)。

補正前の「世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケース」という記載では、監査委員自らが対象の出張を特定する必要がある。そのため、「監査委員が認識することができる程度に摘示」されていないとの指摘について一定の理解をしているところである。

②補正後の内容であれば、「監査委員が認識することができる程度に摘示」

「令和4年12月に[]が請求を行った、行政情報の開示請求(別紙1)」は、すでに一部の先行開示が1月19日に行われている(別紙3)。加えて、残余についても世田谷区がすでに開示作業に向けて出張の特定をしていると思料する。開示請求が受理できるということは、本件行政情報開示請求の文言をもってして、特定の当該行為等であることを世田谷区が認識でき

るということである。

よって、その他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示したと考える。